

ガス器具の一定率改正に関する請願(天野公義君紹介)(第二九五号)
ガス器具及びちゅう房器具の物品税減免に関する請願(天野公義君紹介)(第二九六号)
旧令による共済組合等からの年金増額に関する請願外一件(押谷富三君紹介)(第二九七号)
十二月五日

バナナの輸入関税据え置きに関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第三三三三号)
同(原茂君紹介)(第三三三三号)
旧令による共済組合等からの年金増額に関する請願(松山千恵子君紹介)(第三五四号)
同(小山市二君紹介)(第三九五号)
同外一件(辻寛一君紹介)(第四七七号)
国民金融公庫名義支所設置に関する請願(山中貞則君紹介)(第三六一号)
バナナの輸入関税引き下げに関する請願(田中榮一君紹介)(第四〇六号)
同(堀雄雄君紹介)(第四四七号)
同(佐藤觀次郎君紹介)(第四七九号)
同(始関伊平君紹介)(第四八〇号)
同(山ロシツエ君紹介)(第四八一号)
同(井谷正吉君紹介)(第五一七号)
同(板川正吾君紹介)(第五一八号)
生鮮果実輸入関税の使途に関する請願(田中榮一君紹介)(第四〇七号)
輸入生鮮果実類の簡易通関制度適用に関する請願(田中榮一君紹介)(第四〇八号)
葉たばこ耕作者の窮状打開に関する請願(足鹿覺君紹介)(第四七八号)
公衆浴場業に対する所得税、法人税及び相続税減免に関する請願(嶋田宗一君紹介)(第四九三号)
同月十一日
旧令による共済組合等からの年金増額に関する請願(中川一郎君紹介)(第五五九号)
同(中曾根康弘君紹介)(第七三七号)
同(濱地文平君紹介)(第七七八号)
中小企業に対する課税減免等に関する請願外三

件(森義親君紹介)(第五九三三号)
バナナの輸入関税引き下げに関する請願(今松治郎君紹介)(第七二二二号)
同(田口長治郎君紹介)(第七二三三三号)
同(長谷川四郎君紹介)(第七二四四四号)
同(本島百合子君紹介)(第七八六六号)
バナナの輸入関税引き下げに関する請願(荒瀬清十郎君外四十名紹介)(第七八五五五号)
企業組合に対する課税適正化に関する請願(小笠公韶君紹介)(第七八七七号)
は本委員会に付託された。

十一月二十六日
勤労者及び低所得者の税負担軽減に関する陳情書(兵庫県議会議長石井武夫)(第一三三三三号)
十二月四日
政府関係金融機関の金利引き下げに関する陳情書(中国四国九県議会議長副議長代表島取果會議議長木島公之)(第三四四四四号)
農耕用揮発油税の軽減に関する陳情書(新潟県中頸城郡清里村議會議長笠尾吳文)(第三四五五五五号)
音楽、演劇、舞踊及び映画の入場税撤廃に関する陳情書(小樽市議會議長赤坂健一郎)(第三四六六六六号)
昭和四十年年度税制改正に関する陳情書(京都商工会議所会頭中野種一郎)(第三四七七七号)
同(大阪商工会議所会頭小田原大造)(第三四八八八八号)
同(神戸商工会議所会頭岡崎真一)(第三四九九九号)
国の会計年度を暦年度に改正に関する陳情書(北海道市議會議長会長札幌市議會議長齊藤忠雄)(第三五〇〇〇号)
揮発油税等の市町村還付に関する陳情書(札幌市議會議長齊藤忠雄)(第三五一一一號)
金融機関の経営合理化に関する陳情書(愛知県議會議長倉知桂太郎)(第四六二二二號)
宅地造成のための国有財産無償払い下げに関する陳情書(宮城県市長会長仙台市長島野武)(第

四九二二二號)
は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

理事の補欠選任
國政調査承認要求に関する件
農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出第四号)
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
税制に関する件
金融に関する件
証券取引に関する件

○吉田委員長 これより會議を開きます。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。
私はこのたび皆様の御推挙により当大蔵委員会の委員長に就任いたしました。もとより不敏、非才のものでございまして、皆様の御協力により職責を全うしてまいりたいとお願いいたしておる次第でございます。皆様の御指導と御鞭撻を心からお願ひ申し上げます。ごあいさつといたします。(拍手)

○吉田委員長 理事の補欠選任についておはかりいたします。

ただいま理事が一名欠員になっておりますが、その補欠選任につきましては、先例により委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 異議なしと認めます。

それでは、委員長において山中貞則君を理事に指名いたします。(拍手)

○吉田委員長 國政調査承認要求に関する件についておはかりいたします。

國の會計に関する事項、税制に関する事項、關稅に関する事項、金融に関する事項、証券取引に関する事項、外國為替に関する事項、国有財産に関する事項、専売事業に関する事項、印刷事業に関する事項及び造幣事業に関する事項の各事項につきまして、本會期中國政調査を行なうため、議長に対し國政調査承認要求を行なうこととし、その手續きにつきましては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○吉田委員長 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案
政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足をうめるため、昭和三十一年度において、一般会計から、十八億八千三百万円を限り、この會計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六条第二項の規定により同會計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、当該繰入金金に

相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十九年度において低温、長雨等により水稻、麦等の被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる支払財源の不足をうめるための資金を、昭和三十九年度において、一般会計から繰り入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「第十項」の下に、「第十六項」を加え、「又は日本専売公社法」を「日本専売公社法」に、「納付する金額若しくは第十項」を「納付する金額又は第十項、第十四項若しくは第十五項」に、「又は昭和三十一年度」を「昭和三十一年度又はその借入れをした年度」に、「若しくは第十項」の規定による借入金」を「第十一項、第十四項若しくは第十五項の規定による借入金」に改め、同項以下を五項ずつ繰り下げ、附則第十四項を附則第十九項とし、附則第十三項中「第十項」の下に、「第十四項若しくは第十五項」を加え、同項を附則第十八項とし、附則第十二項の次の五項を加える。

13 第三条に規定する地方交付税交付金は、昭和三十一年度から昭和四十四年度までの各年度において、昭和三十一年度分の地方交付税の特例等に関する法律（昭和三十一年法律第 号）第一条第一項及び第二条の規定の規定による地

方交付税の総額の交付金とする。

14 この会計においては、昭和三十一年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、予算で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をすることができ

15 この会計においては、昭和四十四年度から昭和四十三年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、前項の規定による借入金から毎年度当該金額の五分の一に相当する金額を順次控除して得た額を限り、予算で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をすることができ

16 前二項の規定による借入金の利子の支払に充てるため、必要な金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

17 第十四項及び第十五項の規定による借入金は、一年以内に償還しなければならない。

理由

昭和三十一年度の地方交付税交付金の増額に関する措置に伴い、交付税及び譲与税配付金特別会計において借入金ができるようにするとともに、その償還等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○吉田委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたしました。大蔵政務次官殿治良作君。

○鑑治政府委員 ただいま議題となりました農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案外一件につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

昭和三十一年度におきましては、低温、長雨等により、水稻、麦等の被害が異常に発生し、これ

に伴い農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払いが増加し、同勘定の支払い財源に約十八億八千三百萬円の不足が生ずる見込みでありますので、一般会計から同金額を限り、同勘定に繰り入れることができることとしようとするものであります。

なお、この繰入金につきましては、将来、この会計の農業勘定におきまして決算上の剰余が生じた場合には、再保険金支払基金勘定に繰り入れるべき金額を控除した残額を一般会計に繰り戻さなければならぬこととしておきます。

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につきましては、今般、地方公務員の給与政府におきましては、今般、地方公務員の給与改定に要する経費の財源に資するため、昭和三十一年度限りの特別措置といたしまして、地方団体に交付すべき地方交付税の総額を百五十億円増額することとし、今国会に昭和三十一年度分の地方交付税の特例等に関する法律案を提案いたしましたのであります。

この措置に対応いたしまして、交付税及び譲与税配付金特別会計におきまして地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、昭和三十一年度において、予算の定めるところにより、借入金をすることができるとし、右の金額については、昭和四十四年度以降五カ年度間にわたり返済が行なわれるよう措置いたしますとともに、利子の支払いに充てるため、必要な金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものといたしますため、交付税及び譲与税配付金特別会計法につきまして、所要の改正を行なうとしますものであります。

以上が農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案外一法律案の提案の理由であります。何とぞ、御審議の上すみやかに御賛同下さいませうようお願い申し上げます。

○吉田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○吉田委員長 引き続き質疑に入ります。武藤山

治君。

○武藤委員 ただいま政務次官から提案趣旨が説明されましたが、三十一年度限り交付税及び譲与税配付金特別会計法の中で、今般大蔵省預金部から百五十億円の金を借りる。そういう措置で地方公務員の給与改善をしようというのであります。なぜ従来やらなかったかという借り入れ金の措置をしなけりなかつたのか。その理由をまず最初に明らかにしてほしいのであります。

○赤羽説明員 ……。

○武藤委員 ちょっと要望があります。私はけさ突然通告をして質問に立つておるのであります。実は大臣が十一時半から入ってくるというので、他の通告者との関係上、次官が大臣を代理して答弁をするという気持ちで私は尋ねておりました。したがって非常に常識的なことを尋ねておりました。ですから、権威ある次官として、あなたからひとつ御答弁願いたい、こう考えます。

○鑑治政府委員 あまりこまかいことを存じ上げぬものですから、御遠慮申し上げようと思つたのですが、そういうことでしたら、知っておる限り申し上げます。

要するに、財源がございませんでしたから、特別の方法で、何とか苦肉の策であろうかと思つて、本年に限ってかような手段をとつたわけでございます。

○武藤委員 政務次官、戦後二十年の歳月を経過いたしますが、こういう措置は従来とつたことはあります。か、ありませんか。

○鑑治政府委員 かような措置は初めてだそうです。ただし、これに似たようなことはやつたことはございます。

○武藤委員 先ほど政務次官は、財源が足りなく

なつてきて、財源が窮乏したためにこういう措置に出たのである。そこで私は聞きたいのは、戦後二十一年間に一回借り入れ金をしたことはあるが、こういう法改正までやって処置をするということとは今初めてだ。なぜそんなに財源が窮乏してきたのか。毎年こういう措置が行なわれたならば、私はそういう質問をしないのですが、なぜそれほど財源が苦しくなってきたのか。いろいろ原因があると思うのです。政務次官の考えておる財源が窮乏した最大の理由を幾つかあげてみてください。

○**鐵治政府委員** いろいろの理由がございまして、一番大きな理由は、税収入が思ったほどなかったということであらうかと思ひます。

○**武藤委員** きょうは政務次官のメンタルテストをやっておるわけじゃありませんが、少しは政務次官も、やはり日本の財政のかねめである大蔵省担当の次官なんですから、少々はひとつ認識を深めてもらふという意味からも、私は、もう少し進めてみたいと思ひます。

この補正予算を見ても、なぜ財源があつた形に、たとえば専売益金を二十億圓、あるいは国有財産の払い下げの収入見込みも二十五億圓、こういう予算措置をしなければならなかったかという事は、私は、やはり従来の予算編成と比較して、どこかに狂いが出てきている。それは見通しの誤まりということもあるでしょう。あるいは歳出が非常にオーバに組まれたということもあるでしょう。だから、あなたの考へている財源が特に苦しくなったというその原因を、やはりただ財源が足りないからこういう特別措置をやるんだというだけでは答弁にならないのですよ。だからの責任があるわけですね。あるいは、だれかの見積りの間違いなり、狂いなり、どういふ原因でそういう狂いが出てきたのか。もしこれが政務次官で御無理でございましたら、事務当局の見解をひとつ明らかにしてください。

○**鐵治政府委員** いまおことはのとおり、私も大蔵省に入りました以上は、少しは財政のことを知

らなければならぬというので、目下、私としては一生懸命勉強中でございますが、まだ自信を持って答弁するほどに至っておりません。その点について、間違つたことを言つちやいけませんから、鳩山次長からひとつ答えてもらひます。

○**鳩山政府委員** どうもたいへんおくれてまいりまして、まだ御質問のいろいろな前を聞いておりませんものでございまして、あるいはたいへん見当違いなことを申し上げるかもしれませ

本年度の税収の面で、特に法人税を中心として、非常に税収が予想より伸びないというようなことが、直接的には非常に補正の財源が苦しい。地方のほうにとつてみますと、あるいは事業税のほうの収入がそう伸びないんじゃないかというような予想が立つていたのでございます。これは広く言えば、経済界の動き自体、あるいは、金融の調整というやうなことが大きく影響があらわれてまいつた、あるいはまた、いわば自由化と申しますか、そういう国際経済の中に日本の経済がどういふか、従来と非常に違つた自由化の波が寄せてきたというやうな、いろいろな原因があるかと思ひます。しかし直接的には、この法人の収益が伸びないというのが、一番の補正財源が非常に苦しいという大きな理由だと思ひます。その経済の動向につきまして、これはいろいろ原因が多々あると思ひますが、まあ、これから私どもの見通しとしては、従来が、経済の伸びが予想より非常に過度に伸びたと申しますか、そういう原因のために、従来は、こういう補正財源というものが非常に豊富にあつたと思ひます。しかし、これから毎年度、翌年の税収の見込みを立てまして、それで目一ばいの子算が組まれるというやうな状況になつてまいつておりますので、これが予想外に伸びるといふことは、今後あまり期待し得ないんじゃないか。そういうことは、ことしのやうな状況が、ことしは非常に補正が苦しいという

もいたすわけでございます。

非常に御質問ととんちんかんなことを申し上げたかと思ひますが、御了承願ひたいと思ひます。

○**武藤委員** そういたしますと、やはり法人税が今度百六十億圓も減額補正されている。あるいは、物品税も減額補正されている。結局、こういうやうな財源に事欠くやうになつたという原因は、それは積極面、消極面いろいろな理由があり

ます。私は、この間予算委員会、その理由を幾つかあげたのでありますが、しかし端的に言うとな、大蔵省の経済見通し、それが間違つたんで、誤差を生じたわけでしょう。すなわち、企画庁作成の経済見通しというのに基づいて弾性値をはじき税収を見積もつたところが、それに狂いを生じてきた、これが一つ。もう一つは、歳出が予想以上に多く要求されてきた。それには、いろいろの圧力団体や、あるいは選挙目当ての公約や、いろいろな弊害から、歳出が無理に増大されたという面もあるでしょう。しかし、経済見通しが的確でなかつた、誤差を生じた点については、いかがですか。絶対誤差は生じていない、見通しは誤つておらない、そう考えますか。その点は政務次官、どうでしょう。政務次官がわからなかつたら担当でけつこうですが、どうですか。

○**鐵治政府委員** 私は、どうも経済企画庁の見通しというものを知らぬもんだから、確かなことを言われないのですが、多少は見込み違いではあつたやうですが、所得税のほう伸びなくて……

（所得税は伸びたよ」と呼ぶ者あり）まあ、ほかの方面で伸びなかつた。それと、歳出が非常にふえたのですが、そのうち特に大きなものは、災害が大きかつたということであるやうでござい

ます。

○**武藤委員** どうも政務次官は、われわれより勉強するために手当てをふやしてもらつておるんですから、もう少し勉強してもらわぬと困ります。そこで、質問の観点を變えて、鳩山さん、現在地方交付税の交付税率は何%ですか。

○**鳩山政府委員** 二八・九%でござい

ます。○**武藤委員** 二八・九%という基準をつくつたのはいつで、どういふ根拠で二八・九%になつたか。その策定当時、いろいろ理由があつて算出をしたと思ひますね。その二八・九%にした理由をひとつ説明してください。

○**鳩山政府委員** 交付税率につきまして、これは当初制度ができました。昭和二十九年度に交付税法ができましたが、そのときは大体当時の平衡交付金という制度で、いわば地方の財源、収支を予想いたしまして、大体必要な額を平衡交付金というところで交付をしまつておりましたのでござい

の算定を各地方団体にさせて、その差額をできるだけ国が埋めていこう、めんどろを見てやろうという趣旨でできておるのですが、基準財政収入なり基準財政需要との開きが地方団体に大きくなつてくれば、当然国で措置しなければならぬのです。それを百五十億円大蔵省預金部から金を借りさせて五年間で返せというふうな、こういう処置のしかたというものは、私は従来のこの基準財政需要や基準財政収入の算定の法律から見ても、こういう措置をすることはどうも筋違いのような気がするので、筋が違つておりませんか、この点いかがですか。

○鳩山政府委員 ただいま御質問の中の、基準財政収入と基準財政需要と比べて足りないという問題がございます。しかし本来交付税制度はなせ税率に直結してあるか。その前の制度はいわば平衡交付金ということで、これは税率とは無関係なものととしてあつたわけでございまして。したがつてその当時は、要するに基準財政収入と需要と、そこで余るか足りないかという問題が非常に決定的であつたわけでございまして、そういうことをしてまいりますと、一体幾ら足りないのか足りるのかというところが、そのときどきのいわば決定的な根拠といふものがないわけですね。したがつてそのときどきの国の財政が苦しかったりなんかいたしますと、これは無理に圧縮されるところいろいろなことになるわけで、そういうことではかえつて財源が確保されないじゃないかというふうなことから、国税のうちできつめて伸びのいい税収——所得税、法人税あるいは酒税といった種目に直結をいたしまして、そういう伸びのいい税収が国税において伸びるといった場合に、その一定割合を地方へ還元するというのが、この交付税制度の趣旨かと思ひます。いわばこれは昔の国税に対する付加税というふうな形のものであらう、そういうものに観念をして、国で一括して徴収をして、一定割合を地方に還元するのである。したがつて基準財政収入と基準財政需要といふものは、一定の財源をいかに合理的に配分するかという根拠であ

らう、そういうように私どもは考えております。したがつて、その配分の方程式をどういたすかというところは、これは配分にあたります自治省のほうの責任で一番合理的に配るといふ方程式をつくつておられるわけでありまして。その際に、たとえば税収の見方をどうするかということにつきまして、実際の税収をとりましたものでは、これはあまりにも画一的な行政になるというので、これは税収はきつめて低く押えております。その低く押えた中でそれぞれの行政にいかんかの需要を見るかというところでございまして、したがつて基準財政収入と基準財政需要を計算上見ますと、そこに若干の赤が出たり黒が出たりということとはこれは避けられないのでございまして。それを集計いたしてみても、およその傾向としてはこれは財源が非常に足りないじゃないかというふうなことになるかと思ひますが、しかし考え方としては、これは一定の所得税、法人税の一部分である、これを地方に還元するのであるというのが問題の考え方でございます。そういう意味で、私も現実の地方団体の赤字といふものと基準財政収入と需要との差額といふものとは、直接的な結びつきはないものというように解釈をいたしております。なおそういうことから交付税率を上げなければおかしではないか、こういう御趣旨かと思ひますが、今回のこの措置は、いわば年度間の調整を行なうべきであるという考え方によつてこういう借入れ金をしておるわけでございまして、これは過去におきまして御承知のように自然増収が非常に多額に出ましたときは、これはなかなか配分ができません。急にそういう補正で多額に出ますと、これを基準財政需要と収入に分けてもとても配分ができません。したがつて特別交付税で多額なものを配分するかといひまして、これは非常に問題であるということから、相当な金額を繰り越して翌年度にそれを使うというふうな措置を、過去において四回ばかりとつております。したがつて今回の百五十億の借入れというものは年度間の調整という意味で、これは

過去に一度借入れの例はございますが、今回のような百五十億を借入れましてそれを将来五年間で返すというふうなことは、これは今回が初めての措置だと思ひます。しかし元来非常に弾力性の強い税種目が選ばれておるわけでありまして、これは非常に景気が沈滞をいたしましたときは、急激に減ると申しますか、あるいは伸びが急にとまるというふうなものでありますし、また景気が上昇いたします場合には、これはまた非常に伸びる可能性のある税でございまして。したがつて将来景気の動向によりましては、過去におけるような増収が出るという可能性はきつめて強いわけでありまして。そういうことから、それを単年度で必ず勝負しなければいかぬといふことはいささか無理がありまして、長期的に見てこの問題を解決しよう。

今回の給与費の問題でございますが、これが地方財政上困るということは、年度が大半を過ぎまして、この補正の時期になりました、過去にさかのぼりまして支出をしなければいかぬ。総体で五百億以上の金額になります、こういう金額が当初からかりにそれが完全に予測できたならば、地方におきましてそれに相応した財政措置をとつたはずでございます。それも可能であつたと思ひますが、すでに年度がこれだけ経過いたしましたので、余すところあと四カ月というふうな状況になりますと、もうすでに自然増収の相当部分は事業に使つておるというふうな状況でございまして。そういうふうなときに急に節約もできないというふうな状況がありますので、本年限りこういう特別な措置が必要である。これがもう明年度から平年度化したした場合には、これは当初からその気になつて予算措置をいたしますもので、十分そういう措置がとれるというので、私も並びに自治省の考え方であつたわけでございまして。将来この三十億円ずつ五年間返すということは、それだけ地方の財源を食ふことになるのじゃないかという御意見もあるものでございまして、何分にも来年度は七千億に及ぶ交

付税の財源でございます。その三十億というものは、これは当初からその気になつて財政運用をすれば、たいした影響を与えないというふうな考え方から、五年間に分割をするという措置をとつたのでございまして。そういうふうな意味で、私も今回の措置はきつめて合理的な制度であらうというふうな考えでおる次第でございまして。

○武藤委員 鳩山さんには政治的なことを聞いても御無理でございますから、現在の二・八・九%の交付税率を三〇%に引き上げた場合、一・一%ふえる場合、額にして幾らになりますか。

○鳩山政府委員 この交付税を前提といたしますと、約二百七十億程度かと思ひます。

○武藤委員 政務次官にお尋ねいたしますが、個人の企業でも、給料を払うのに銀行から借り入れてきて給料を払つて、一体企業がどうなるかというところは、これはわかりますね。大蔵政務次官でなくとも、一般の国民でも、判断がつくわけですね。今度は、地方自治団体は借金をしてとにかく給料を払いなさいということなんです、政府の措置は、おそらく各県や各市町村からわつさわつさといふ陳情に來ていこうと思ひます。おそらく次官のところにも、各県からだつと文書で來ていこうと思ひます。この百五十億の資金運用部資金からの借入れで処理するということは、どうも地方自治団体としては筋が通らぬし、はなはだ迷惑だから、とにかく三〇%にしてくれ、こういう要求が非常に強いと思ひます。そういう要求があつたところにあるかないか。あつた場合に、次官としてどう答えていきますか。その陳情の知事や市町村長にあつたとしてどう答えていきますか。あなたの政治的見解をこの辺で聞いてみたいと思ひます。

○自治政府委員 このベスアップによつて地方のほうで困るという陳情は、最初にずいぶんございまして。それがよかつたか悪かつたか、苦肉の策であるか知らぬが、これでどうやら払えるのでしよう。現在はその陳情はございせん。ただいまあなたの言われるように、来年度からは

もつと歩合いをふやしてやってくれ、こういう陳情は確かに現在ございすが、これはどうも私自身では答えられぬから、よくひとつ研究して、できるだけ趣旨に沿うようにしたいものだという答えはしてありますが、目下これから研究して答えを出そう、予算を組むときにやるべきことなんでしょうから……。

○武蔵委員 では政務次官、百五十億円地方財政が借金をしてとにかく措置をする。それを五年間で払わせるのです。次官地方自治団体からいわせれば、五年間先食いのわけですよ。こういう借金で給料を払わなければならない。おまけに五年間でその借金を埋めなければならぬというこういう措置が、財政運営上好ましいと考えますか。妥当だと考えられますか。どうですか。

○鐵治政府委員 個人の事業から考えましても、なるべくそういうことでなくて、手持ちのもので出せばいいに違ひありませんが、どうしようもないのだからこういう措置をとったのです。問題は今後このような法律で実行できるかどうかというところだと思ひます。これらの点を勘案して、来年度の予算のときまでにいまの問題はひとつ解決すべき問題だ、かように考えております。

○武蔵委員 それから先ほど鳩山主計局長は、年度間調整のために一応資金運用部資金を貸すのだ、そうして年度間の問題は年度間で片づけようと、苦肉の策のような、しょうがないということ、こういう処置になったのだ、しかしこれは合理的なんだという結論をあなたは下しているのです。私は一つも合理的じゃないと思ひます。給料というのは恒常的にずっと支払われるのですから、年度間だけの問題じゃないのです。地方自治団体にすれば、本年支払うものから、来年その分だけ上積みされて歳出がふえていくのですから、それを片方では五年間返済をしていく。来年、再来年、その次というふうに五年間は恒常的に払わなければいけません。地方自治団体は經常支出としてずっと上積みされてふえていくのですから、それをこういう返済させる資金でまか

なわせるという財源措置は好ましくない、妥当ではない、合理的でない、私はこう思ひます。合理的ですか。

○鳩山政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたのは、要するに税収というものは、年度によりまして非常に伸びるときもあり、そうでない年もあるわけでありまして、そういう意味で、過去におきまして非常に余った年が最近四年間あったわけですよ。それを申し上げますと、三十五年年度では二百六億円ばかり、これは翌年度に特別な措置をとりまして繰り入れをしてあります。それから三十六年度には九十八億円、三十七年度には百億円、三十八年度には百三十七億円、これだけの原資を翌年度に繰り入れております。そういうことをいたしておりますのは、やはり特に補正時期におきまして当初の見込みに對しまして非常に多額の自然増収が出ておる年でございます。本年はそういうものが、先ほど申し上げましたように経済界の動向によりまして非常に少ない、むしろ法人税のときは減収であるという事態に立ち至ったのでございます。そういうことは毎年そういうことになるわけではなくて、これは特に経済界の動向からしてそういうふうになるのでございます。そういう意味で、そういって税収の弾力性というものが年によって違ひますので、そういうものをならして地方の措置も弾力的な措置をとることがより合理的だということを申し上げたのであります。ただ、私どもはこういうことをやらないで済めばそれに越したことはないというところは、先ほど政務次官がおっしゃいましたように当然でございます。本年はそういうことができない。そういうのはやはり全般の経済界の動きというものからこうなつておる。そういうときにじゃどういふ措置をとるかということでございますが、従来そういう事態に對処いたしました地方で起債を認めて起債で処理をしたことが終戦直後は数回あったのでございます。地方団体にいたしますと、自分のところで借金をいたしましてそれでそ

れを返していくというのはまことにつらい。これは先ほど御質問のありましたように、人件費というものは毎月払わなければいけないのでございまして、過去に何か月分かの人件費を借金で払う、そういうことは一般の企業ではなし得ないことであります。これが公務員でございまして、そういって過去の何か月分かの給与を過及して、支払い能力がなくても払わなければいけません。そういうようなことから財源措置が要る。そういって、それで地方で借金をしてお払いなさいということ、これは先ほどおっしゃったように、地方団体に對しては非常に困らうございまして、その利子が大抵かさんでいくということになるわけでありまして、少くともその給与の財源に對しては交付税で払えるというだけの額を地方に交付すべきだということになつたわけでございます。しかし先ほど申し上げましたように、税収のほうはそういう自然増収をまかなうだけのものがございまして、したがって次善の措置といたしまして、将来の交付税を借りて払うということにいたしましたわけで、現状においては合理的な措置であるというふうに申し上げたわけでございます。

○武蔵委員 鳩山さんのいまの考え方の、伸びるときがある、余ったときがあった、だから今度は足りないときは地方自治団体は借金でやりなさいという。余ったとき、伸びたとき、足りないとき、これはだれの責任かといへば、政府の財政運営の責任なんです。責任は政府にあるのです。ですからそういう足りないときには政府が措置をしなかつたらだれが一体措置してくれませんか。そういう無責任な財政運営は私たちは許すわけにいかぬと思ひます。

しかし、私はここでいま大臣に質問をする約束の時間が与えられておりませんから、この交付税の問題についてはあとでゆくり大蔵大臣出席の上で議論をして政治的な処理のしかたについては追及をしたいと思ひます。一応委員長、私の約束

の時間が終わりますからやめます。

○吉田委員長 税制、金融及び証券取引に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

佐藤次郎君。

○佐藤(觀)委員 大蔵大臣に質問いたしますが、佐藤内閣の大黒柱である田中さんが今日ずっと大蔵大臣をやっておられるわけですが、しかしせっかくあなたの大將の佐藤さんが総理大臣になられたとしても、どうもはつきりした態度がない。一体消極政策をやるのかあるいは積極政策をやるのか。私は池田路線を貫くというふうなあれじゃなくて、佐藤内閣ができればやはり佐藤内閣らしいことをやるのがいい。ちやうどそういうやきまにいろいろ社会党からも質問が出たのであります。佐藤さんは野党におられるときにやはり佐藤色のいろいろな政策を出しておられる。特に経済政策については確固たる信念を持っておやりになるといふことでございまして、その後一カ月に打ち出されておられ、一体減税をやるのかやらないのか、それともどういふことをやるかといふことがさっぱりわからぬというのが私一人の意見ではなくて、世評にあるわけですが、私は、そういうこと全般について、田中さんが総理大臣でないです。少くとも大蔵大臣の田中さんは池田内閣以来ずっと長い間大蔵大臣をやっておりますから、その点について一体どういふ方法で経済政策を打ち出されるのか、まず概論的のけっこうですから最初にそのことを伺つておきたいと思ひます。

○田中(大蔵)大臣 佐藤内閣が誕生いたしました。自由民主党内閣でございまして、総裁総理がかつたからといって右から左に政策が変わるものでないということはもう御承知のはずでございます。議院内閣制であり、政党政治のためには党の政

策、綱領を基本にいたしまして内閣は党との十分の合意のもとに政策を推進しておるわけでございます。でございますから、急に池田色から佐藤色へ、こういうことを期待されるお気持ちにはわかりませんが、これはどうも社会党内閣になっても、そう党首がかつたからといって政策が全く変わってしまうのはいへんなこととございまして、政策はやはり世に明らかにせられておりますものを中心にしていこうということをまず基本にお考え願いたいと思います。

第二の問題は、佐藤現総理が野党のときは、ということでございますが、野党ではございませう。これは閣外にあったときのお間違いだと思ひますが、いづれにいたしましても、自由民主党の黨員として一つの政策に対してある過程において個人的な意見を述べるといふことはあるわけであります。いまも自由民主党の黨員諸君と私の間には議論の違ふことはたくさんございします。それは、どうしても農地に対する事業団をつくれという人があるのと、農地の事業団をつくるよりもパイロット事業をよけにしたほうがいいですよというふうな意見の相違は絶えずあるわけでございします。政策減税を絶対やるべしという黨員の方もございしますし、いやそれはやはり所得税減税にウエートを置くべきだ、こういう議論は絶えずあるわけでございまして、こういう議論があつてしかもそれを煮詰めてきて、最後にはきまつたものに対しては一条乱れずというところがわが党のいいところでもございしますし、これはわが党のみならずこの政党内でもそういうものでございします。しかし、いま佐藤さんがお述べになりましたとおり、一日でもいつときでも早くよい生活をしたという国民各位の気持ちをあらわすものであると思ひまして、かかるものに対してはひとつ大いに努力いたしましてできるだけ国民の期待に沿いたいという考えでございます。佐藤内閣としても、来たる通常国会には四十年度の予算編成を行ない

まして国会の審議を経るわけでございますから、同じ自由民主党の黨員であります、内閣の看板がかつたという程度のもはひとつ一月ぐらひには佐藤さんにも御審議をいただける、こういうことで御鞭撻を賜りたいことをお願い申し上げます。

○佐藤(観)委員 一応ごもつともな意見であります、実は最近経済のひずみをなくするというところとでいろいろ議論がございましたが、十月、十一月の中小企業の倒産の件数あるいは中小企業の倒産の金額も、これは戦後最高ばかりでなく、史上最高の数字を示しておることは大臣御存じだと思ひます。少なくとも年末を控えて中小企業の倒産ということが非常に暗い面を与えておると同時に、おそろしくこの情勢は来年の二、三月ごろまで変わらないうといううわさもあるし、あるいは三月の経済危機というふうな話が出ておるわけですが、大臣はどのようにこれを対処される御意思があるのか、その点の根本対策をお持ちであるかどうかということをお伺いしておきます。

○田中(国務)大臣 金融調整は、御承知のとおり昨年の十二月の十六日からだと思ひますが、預金準備率の引き上げを第一といたしまして、次には窓口規制を行ない、また三月十八日には公定歩合の二厘引き上げを行ないまして、約一年間、今日に至つておるわけでございします。当初調整に入りしましたものは、第一番の理由は、四月一日から八条国に移行するということを前提といたしまして、国際収支の長期安定、物価の安定、経済の安定成長の確保の三点を目標にして調整期に入つたわけでございします。一年間という非常に長い調整期でございますが、八条国に入つてから、あと戻りができないという予防的な意味もありまして入つた調整期でございますので、慎重に今日までまいったわけでございします。その結果は二つの極端な見方がございします。一つは、一年間引き締めをやつたけれども、どうもまだ引き締めを解除するのとあと戻りをしそうだ、それは現象からの論でございます。引き締めはしたけれども、輸入も高い

水準である。原材料在庫も非常に低い。成長率も当初想定をした七％が実質一〇％にも及ぶ状態である。また一年間の引き締めを行ないながら、倒産が一部に出るおそれにもかかわらず、却売物価も横ばいよりもよくなる。消費者物価はこの八、九月に対して大都市において上がりきみである。こういう状態から考えると、どうも引き締め解除を行なつた場合はまた戻の危険が十分ある。引き締めは続けなければならないという見方でございます。

しかし、もう一つの見方は、非常に各分野に浸透した。この浸透をじんぜんながめておると企業倒産というものに拍車をかける可能性が出てまいる。その事例としましては、中小企業の倒産は一番高い数字を示しておる。ですから金融緩和に踏み出すべきだ、こういう考え方でございします。政府は日銀との間に十分な意思疎通をはかりながら金融政策を考えておるわけでございします。基本的には金融緩和に踏み切るには時期的には早い。しかし調整下といへども必要な面に対してはききこまなく、しかも相当思い切つた措置をしなければならぬ。しかも金融緩和の中で一律画一の引き締めを排して、あるものに、特に中小企業や証券のような特殊な面に対しては、角をためて牛を殺すというふうなことのないうに、思い切つて金を出す。特に十二月、年末に対してはそういうことをすることが調整下におけるしり抜けでもなく、調整の方針に反するものではないという考え方をとつて、中小企業その他の年末金融対策に対しては十分なる配慮をいたすつもりでございます。

なお、金融緩和に踏み切るときではないと言ひながらこれを五月、六月、七月、来々まで続けるというのではなく、七、八月に貿易収支や経常収支がバランスをいたしまして国際収支は確かに堅調な方向に向きつつございしますが、一―三月の輸入期を見たほうがより効果的ではないかという考え方を前提にいたしておるわけであります。

企業の倒産もある程度までやむを得ないというふうな御意見であります、当初そういうふうな、今日のような中小企業の倒産がこれはどう目立ってひどいというような予想をされておられたかどうかということが第一点。

それから物価値上げ阻止の問題は、これはいまま当面の一番大きな問題だと思ひますが、これと同時にこの不況対策をどのようにして打開されていくのか。これは金融緩和の問題と関連して大きな問題になると思ひますが、この点について大臣はどんなふうな見解を持っておられるのか。この点、二点を伺いたいと思ひます。

○田中(国務)大臣 引き締め過程におきましてある時期においては大きく倒産などが起こると思つたか、こういうのですが、思つたとは申し上げられませんが、これはそういうことが絶対起こらないように、起こらないようにしながら調整を進めなければならぬということ、非常にこまかく配慮をしてまいつたわけであります。でありますから、金融引き締めを始めましたときには、通産局及び財務局を通じて、今度は金融引き締め過程においてどういふような現象が起こるか――起つてから、統計上数字を見てからなどという在来のやり方ではだめだ。起こらないようにあらかじめ十分なる配慮をしなければならぬ。なぜならば、国際収支が悪くなつたから為替管理を行なうというふうな、十四条国における状態のように、ちよつと引き締めてちよつとはずせるといふような状態でないのだ。八条国に入つてくると、今度は引き締め政策をやる場合には相当思い切つて引き締めをやりながら長期安定路線の確保に資さなければならぬのであるから、とにかく黒字倒産等は起こさないようにということで、相当事前に配慮をしてかかつたわけであります。ところが、その結果なおこうして倒産が非常に多い。ですから、この倒産の内容に対しては、数字もさることながら、また倒産の件数もさることながら、内容は一体どういふものか、こういうことで内容は相当調べております。いままでのように件数とかそ

いう統計数字だけではなく、内容を非常にこまかく調べております。これは金融調整の結果倒れたのか、また金融調整がなくても倒れるような運命にあったものか、第三には金融を緩和したら倒産は防げるか、こういう問題を分類をしまして、非常にこまかく調べていることは事実であります。その意味で金融調整、いわゆる金融引き締めの影響がないということは言えませんが、倒産したもののすべてが金融引き締めのおかげであるというところは遺憾ながら言えないのではないかと思います。それは戦前等の倒産とか、また戦争が終わった直後の倒産状況とは相当違うようであります。一つには融通手形という特殊な問題がございます。二つには、経営者がよく自分の経営の実態、実際の数字をつかんでおられない、第三には、長い歴史と伝統による営業面の圧迫ではなく、全然新しく考えた、また始めた部門の圧力によって経営が非常に混乱をした、こういういまままで考えられなかったものが相当あるようでございます。それで第四点にいたしまして言え、どうも一年や二年、三年のものではなく、十六、七年間のしわがみんな寄ってきたのではないかと、いろいろな面もございいます。これは池田成長政策の五、六年のしわが寄ったのだらうとすぐ言われるかもしれませんが、そうではなく十五年間タコ配をやっておったのです、こういうようなものもございまして、なかなかそう簡単ではございません。ですからこういうものの実態を十分考えながらでございしか倒産というものを避けたい。しかももう一つ申し上げにくいこととありますが、何かこのごろの風潮として、更生会社にしたほうが簡単に立て直る、何かどうも私も遺憾な発言であります、そういうような風潮もなきはない。いままでも非常にがんばってきたのですが、あすこも倒れたんだから、神経衰弱になるほど苦しんできたんだから、ここでひとつ表にさらけ出そうか、これはもう全く企業責任の欠如というやうなものも遺憾ながら指摘しなければならぬ面もございいます。私は政府がこういうものに対して責任を回避するた

めにいろいろなことを並べたてておるのではございせんが、こまかく配慮をして、その倒産を未然に防ごうと思つていろいろなことをやっていますと、どうも金融調整ということでもちやうど時期がよくて整理に入つたというものもなきはないやうであります。一年間の水揚げが一億である、しかも資本金は千万円である、倒産のときに五億の負債を持つておる、これはどういふことか私にはわからないのでございいます。しかも在来の定款の主軸をなす事業はずっと黒字を続けておるのだが、機械会社がホテルを経営したために、ホテルに投資をした金で、最後の一角が調達できないために開店ができな。開店はしたが、二、三年間というものはこの種の事業はどうしてもペイしないものでございいます。その二、三年間の赤字に耐えられない。定款以外にいろいろなるものがある仕事は何でも兼業するのだというこのごろの思想のやうでございいます、どうもそういうものも大きく作用しておるやうでありまして、将来長い期間を考えるとときには、こういう問題に対してやはり正すべきものは正していかなければいかぬ。また経営責任の明確化、責任の所在を明らかにするやうなことに對しても十分考えなければならぬといふいろいろ考へておるわけでありますが、いづれにしても金融機関が助け得るものを金融調整の結果つぶしたといふことのないやうに、金融上の配慮は可能な限り最大にいたしておるわけでありませう。

な声に踊らされてやってきましたので、そういう観点から私たちが選挙区でも非常にいま暗い感じを持つて企業をやつておるわけですね。特に繊維業者が私どもの選挙区には多いのですけれども、非常に明るい感じがしない。いつまでこれが続くのだというやうな焦燥の気持ちがあるわけですが、しかし政府としては中小企業の倒産に対する対策とか、あるいはいま不渡り手形が非常にたくさん出ておりますが、これもみんな戦後最高と言われているやうな、こういうやうなことに對してやっておる人が悪いのだ、政府には責任はないやうな、こういうやうな答弁をされておられますけれども、田中さんは佐藤総理大臣と違ひまして前から大蔵大臣をやつておられましたから、私はこの点についての多少の責任なしとは言えないと思つておる。そういう点について過去のことはやむを得ないとして、今後非常に危機に見舞われると言われているやうな、今後非常に危機などにおいての対策があるかどうかといふこともこの際伺つておきたいと思つてます。

る問題ですから、最後のどたんばで倒れてしまふねと言われない。相談所をつくつていろいろ事前に調整する機関をつくつたらいいやないかという議論もございまして、私も民社党さんの例の不渡り手形の処理の事業団とか、いろいろ法律案をいただいておりましたので、いろいろ研究してみたい。これをつくつて事前に中小企業の諸君が相談するかといふと、信用に関するのなかなかさういふことはできないとか、いろいろな問題がございまして、ついに追い込まれていく。ですから、私は過去のものを言うよりも、まず現在の金融措置をどうするか、またこれから三月、一、二三月の処置をどうするか、来年度の第一・四半期にはどの程度一体めんどうを見るか、さうしてやつぱり融通手形等に対しては企業の責任者がみずからの責任のもとに発行しなければならぬわけでありませうから、この問題についてはやはりある一定の期限を区切りまして、この程度には回収をしない、これはなかなか金融はめんどうを見きれませぬやうなやうなことを、通産省も通じまして企業家の責任といふこともよく喚起をしなければならぬ。またそれだけではなく、中小三公庫の資金量をふやしたり、それから下請に対する支払ひ遅延防止法のほうに徹底をはかたり、歩積み、両建てに對しても、これはやはり一つの節度――歩積み両建てに制度があつて非常にわれわれは困るのですといふのですが、しかしこれは資本金の一体何倍なのか、また資本金の何倍までは金融にたよなければならぬのか。私はただ無制限に金融も見得るものではないやうなもので、こゝろで金融の正常化はただ日本銀行のいわゆる日銀信用の問題だけを議論しておらないで、まあ一つには世銀方式を去年出しましたが、猛反対にあつてだめになつてしまひましたが、やはり正常な中小企業、正常な企業といふものが金融でまかなえるのは大体どれだけあるのかといふめどはやはり政府と業界との間で、民間との間でも一つ一つのめどを定めないと、幾らでも仕事を大きくして、これに金融がつかないのは政府の責任だ、こういう

ことではどこまでいっても自転車操業になりますので、ここらでひとつ民衆化——民衆化とは野放しではないということをごろしめし感じてまいりました。そういう意味では政府も姿勢を正すという勇氣をもつて一つのめどを国民の前に明らかにする、また国民各位もそのめどを十分消化をしながら、そのめどの中で成長率をみずからセーブをするというような、あらゆる施策をひとつ考えて、これから半年くらいの間には、少なくとも金融緩和の最終段階といえ、まあ来年の三月くらいだと思ひます。四月、五月、六月まで金融調整を続けるということはできるものではないのでありますから、その間にはまた半年たつて締めなければならぬということのないように、あらゆるものをさらけ出して、あらゆるものを討議して、遺憾なき施策を明らかにしてまいりたい、こう考えております。

○佐藤(観)委員 もう一点伺っておきたいのは、先月の末私どもの井手委員に対して、選別融資という問題を大臣が発言されておりますが、一体そういう具体的な案があつて、そういうような大口の融資の問題についての方針があるのか、その問題と、もう一つは年末融資も大体手配が済んであると思つておりますけれども、おそらく例年以上の金融の逼迫ということでありますから、この二つの問題をどのようにお考えになつておられますか。

○田中(務)大臣 非常にむずかしい問題でございますが、私はある意味で選別融資が必要であるというところはわかりますが、一体だれがどういう方法でやるのかという、なかなかむずかしいぞ、こういうことでございませう。これは、むずかしいぞというのとは何かという、資金統制を行なつたり、そういうことをやらないうで民主的に、自主的にやらせることが原則である。それを調整するにはやはりクレジット・ラインとか、そういう画一的な制度上で調整をする以外に、個別に調整をすることは行き過ぎだという議論を全体にしておりますと、選別融資はできないということ

になります。しかしこれは、調整のやり方は日銀で政策委員会の意見を聞きながらきめる問題でありますから、私はあえてこまかいことに対して意見を言うわけではありませんが、画一、一律的な引き締めというものはやはりしわが寄り過ぎる、犠牲が大き、だからあらかじめ設備投資に対しても何らかの基準があつて、お互いがその基準に対して自制をせし合う、調整をせし合うということがどうしてできないんだらう、これは私はおかしいと思ひます。とにかく三兆七千億というとき、あけてみたら三兆五千億だった。ことしも四兆七千億の設備投資ができておりながら、非常に不況感があつて、この不況をどうします、こういうことでございませう。ですから私は設備投資に対しても——いま銀行局長うしろにございまして、あとから銀行局長として答弁するかも知れませんが、いまの制度の中では農協とか信託とかそれから中小企業専門機関、はつきり申し上げますと、相互銀行とか信用金庫には金は比較的好い集まつております。集まつておつてどうして中小企業に金はいかないのか、こういうことでございませう。これは財務比率の問題やいろいろ問題で制約をしております。そうするとどうしても一、二の金はコールドに流す、これを基礎産業が都市銀行から借りる、都市銀行は三兆五億でとったコールドを表面向き二兆三億で貸せるのですから、どうもそうはいかないので、半分は歩積み、両建てだよ、実質の金利は三銭だ、ですから三銭も払つて使つておるんだから、下請に対しては六カ月の手形にしなう、これは悪循環はどこまでいっても断ち切れないわけでありませうから、こういうものをやはり調整をする。ですから日本銀行の場合によれば、私はもう前から言つておるのですが、信用金庫や相互銀行に対しても窓口を開く、開くかわりにいまコールドに回しているような金があるなら、これはもう少し少く政府保証債を持たないかと、もう少し少く少く政府保証債を持たないかと、金融機関の資金がより合理的に流れを促していくと

いう方法はなくはないわけでありませう。私は戦前にやつたような強いことをやるうとは全然考えておりませうし、そんなことができればと思ひませう。しかし戦前銀を中心にしてあれくらいうまく設備投資の調整ができたのに、いまだにできない、やはりこういうものに及び腰ではどうにもならないので、思い切つてメスを入れていくという考え方を持つておるわけでありまして、資金の統制とかそういうことは簡単に考えられるとか、法制上政府が統制するなんという考えはありませうけれども、いまのままでいいという考え方は持つておらないわけでありませう。

○佐藤(観)委員 この問題は他日また伺ひたいと思ひます。

時間がありませんので、もう一点伺つておきたいのは、最近イギリスが御承知のようにポンドの危機で、ポンド防衛のために公定歩合の引き上げ、同時にまたそれに関連してアメリカのドル防衛のためにそういうような措置がとられました。そこでいわれる外資の導入がむずかしくなつてくると同時に、日本の国際収支のことも、御承知のように中共の問題などもせつとくいて、どこまできまされたが、ちよつとした問題でつまづいて、中共貿易の前途が明るくないというやうな問題等がありまして、日本の円の問題あるいは外資の導入の問題、また日本の円の維持のやうな問題が起きはしないか、ポンドのやうなことはないけれども、日本の円の防衛ということもやらなければならぬやうな事態が迫つてくるのではないかと、いふやうな感があるものであります。この点について大臣はどのようにお考えになつておりますか、まず伺ひたいと思ひます。

○田中(務)大臣 日本の公定歩合が一番高い、こゝろ考へておりましたら、日本よりも高い七割の公定歩合が世の中に出現をいたしました。しかもそれは世界を二分するとさういふわかれたイギリスの公定歩合であるというところを考えると、いろいろな議論が生まれるのはこれは当然でございます。同時にポンド防衛ということに対しては、アメリカ、カナダも引き続いて公定歩合を引き上げるといふことでございませう。特にアメリカなどは百億ドルの減税をやつて一八八とさういふわかれるやうな政策だといわれながら、景気の上昇をはかつてきたのでありますから、イギリスの公定歩合を引き上げさせまい、またもちろん自分も上げまい、こゝろいふ世界的世論でございませうが、選挙の結果政権が交代をいたしましたら、直ちに課徴金問題を取り上げ、同時に公定歩合を思い切つて引き上げた。アメリカもこれに追随をした。カナダまでやつたわけでありませう。そういう意味から言ひますと、いままでのやうに安易に世界の景気がよくなる、相手がいいから日本の輸出が伸びるといふことを前提にいつまでも考えられない。また起債市場を考えましても、確かにフランスや西ドイツも口ではいろいろなことを言つております。国際流動性の問題に対しては全然意見が違ひ、ポンドやドルだけではない新しい通貨をつくれというフランスでさえも、やはりポンドの不安は全ヨーロッパの不安になるということ、議論は議論として、ポンド防衛に対しては思い切つた援助をしております。そういうことになると、やはり世界的にある意味においては金利が上がるのではないかと。また日本がヨーロッパ市場でもって外債を調達しておりましたが、これも思ふやうにならぬのではないかと。ますます公定歩合をアメリカが引き上げるやうな状態になると、利子平衡税も来年の十二月で切れるのではなく、これは恒久法に転換されるのではないかと。そうすると日本の輸出も伸びるということではない。同時にまた外債市場も非常に困難になる。そういうことから考えると、日本も国際通貨に初めてなつた円価値を確保するためには、よほどのことを考えなければいかぬ、こゝろいふことはもう当然考えられることです。しかしさういふこと、一年前からもう引き締めをやつておるのでありまして、これ以上もつと引き締めるといふことは可能かというとなかなかむずかしいので、まず健全財政、こゝろいふことを考へておるわけです。ですから、新しく内

聞がかわつていろいろ政策はやりたい、また将来やりまうとは言つておられますし、来年は参議院選挙などで少し国民に対する公約を実現したいという気持ちには与野党を問わずございますが、国際環境から見るとやはり健全均衡財政を貫かなければいかぬ、こういう考え方になっておるわけでありまう。でありますから、財政金融を通じて全般的に健全な姿勢を堅持してまいって、やはり輸出の伸張に対しては第一義として取り上げて、国際的な経済波動に対して対応できるような体質をつくつていくということを前提として考えておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 時間がありませんからあと二、三点だけ伺いますが、不景気な話ばかりして自分ながらいやな気もしますが、その中でも証券界の不況というものは、いろいろ政府も手をつけられておりますし、それから日証金の融資なんかの問題も日銀などがやっておるといふような状態で、非常にいろいろなことがありましてもなかなか人氣が出ない、株価が上がらないという現状にあるわけですから、その一つの方法として、分離課税を今度は何とかして、証券界をもう一度明るい見通しにしよう、そういう声もあるわけですが、分離課税の問題は前から非常に問題になっておりまして、銀行の利子の分離課税の問題とからめて大きな問題になっておりますが、この点については大臣はどのようなお考えをお持ちおられますか。通常国会にもお出しになるのかどうか、この点をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○田中(大蔵)大臣 分離課税がいかに悪いかは別といたしまして、証券市場対策、いわゆる直接資本市場の育成強化のために税制上の措置を必要とするといふことは事実であります。これは何人も当然考えられることだと思ひます。これは端的にひとつ申し上げてみたいと思ひますが、いままでの間に、まず金融に対してはオーバーローンの解消をやれ、それからオーバーローニングの解消をやれ、こういうことをすぐ言うわけでありまう。金融の正常化をはかれ——金融の正常化をはかる

といふことは一体どういふことか、こういうことではないですが、これはもう日銀信用を少なくするといふことでございませう。日銀信用を少なくするに二つしか方法はありません。それは、必要な金は預金で吸収される範囲においてまかなうといふことができるだろうが、できなかった場合はどうか。日銀からは貸せない、預金も集まらない、そのときには金を使わぬといふことであります。成長率を下げる、これ以外にないわけでありまう。どつちかでございます。

ところが、いままでは年率九%、平均して後年度においては七・二%。七・三%の成長率を遂げるには、資本の状態から、わずか十五、六年間でもって経済がこうなつたのですから、金はどこから持つてくるという資金計画のない会社は、設備計画をやつても事業計画をやつても、これはもうどうにもならないわけでございます。初めから、国民から幾ら金を吸い上げるのか、調達するの、外国人から幾ら借りるのか、やむを得ざる場合は日銀から幾ら借りるのか、こういうことの計画をはつきりしないので今日までずっとやってまいりまして、結局その九%が実質一六・七%も高い成長率を遂げたこともございませう。ですから、昭和二十九年から十一年間を考へて実質九%以上成長率があるわけでありまう。ところがその間に、直接国民から金を調達する資本市場も、また公社債市場も、それはよくありませんでしたので、やはり日銀信用によってやらざるを得なかつたわけでありまう。

そこでオーバーローン問題が起きてきたのです。ですからオーバーローンの解消をやるというならば、私が先ほど言つたとおり成長率をうんと下げるか、別に金を調達する方法を考へる以外にないわけでありまう。ですから、今度も中期経済見通し年率八・一%であります。八・一%で昭和四十三年になりますと、そのとおりにいっても国民総生産は幾らになり、国民所得は幾らになり、またその状態において産業資金の全必要量は幾らという数字はもう明らかになつてゐるわけであり

ます。ですから、一体これを間接資本によって幾ら得るのか、直接資本によって証券市場から幾ら得るのか、また長期固定資産としての投資をする長期安定的な資金は公社債市場から一体幾ら得るのかという計画がおのずから立てられなければならぬことは言うを待ちませう。こういう現状にありながら、戦前六一%の自己資本比率は現在二三%を割つておるといふことであります。しかし、そういう状態であっても、市場では株はだぶついておる。それも国民大衆が持つておらないで、機関投資家によってまいるから、持つておるものは銀行と大企業が持ち合ひをやつておる。持ち合ひをやつておりますから、法人間の配当に対しては益金不算入をやつておるわけですから、これをやめようとするか。当然銀行は持つてない、保険会社も持つてない、大企業も相互持ちがでない。できない場合には、これを一般国民が吸収するだけの力があるのか、非常に大きな問題があります。そういう意味で絶対的な株式は非常に少ない。増資をどんどん促進しなければならぬといふような自己資本の比率の低い状態にありながら、余剰株を共同証券に買わせなければいかなぬ、それも日銀が直接融資をしなければいかなぬ、これからの成長率を下げられるなら別でありまうが、そうではなく、少なくとも八・一%の平均成長率を維持していくというならば、やはり資本市場の育成強化といふことに対しては施策を行なう必要がある、こういうことであります。でありますから、しかし、税制上はいまちやうど、きょう長期税制の答申をいただきまして、十六日ごろには来年度の答申をいただきまして、十六日ごろには答申尊重といふことでございませうから、税調の答申を待ちながら、その上年度の税収を算定をしまして、その間においてどの程度これを尊重することができぬのか、またそれにプラスをできるような状態にあるのか、これは予算編成の最終段階において十分慎重に検討してまいりたい、こ

う考えます。

○佐藤(観)委員 証券の問題についてはあとで堀委員からも質問があると存じますから、他日を待つことにしますが、いずれにしても、大臣が言われたように、非常に暗い影がさしておるわけでありまう。いまちょっと大臣から出ましたが、きょうちやうど新聞に税制調査会の答申案が出てきたが、減税の問題についていろいろ議論もあるし、同時に佐藤総理大臣が野にあったときに、減税問題を大きく取り上げて、三千億の減税といふようなことがいろいろ問題になつておるわけですが、田中大蔵大臣は、減税の税調からの話も出ると思ふのですが、あなたの御意思としては、どのくらいの減税をおやりになるか、この問題について率直な御意見を承りまして、私の質疑を終わりたいと思ひます。

○田中(大蔵)大臣 佐藤さんが総理大臣にならない前に、三千億減税といふことを言つたやうであります。私も新聞を見て少しはでだ、こう感じたことは事実でございます。しかし、この人がもし総理大臣になることがあつたとしても、このくらいの減税論者であれば好ましいことだ、こう考えたことも事実でございます。でございますが、とにかく早く過ぎたといふ感じが、思ひます。とで思はざる時期に……。(笑) いやこれは私の気持ちでございますから……。そういうことか、いいまして、とにかく私も引き続いて大蔵大臣を拝命いたしましたので、この三千億減税が一体できるのかどうか考へてみましたら、少なくとも初年度三千億は無理だ、こういうことは感じましたので、直ちに総理大臣に申し上げておきました。これはあなたもいかに減税が大切であるかという政治の基本姿勢を明らかにしたことであると思ひます。しかし、とても三十九年度から四十年を通じて、物価問題から言へばある意味においては増税を必要とするといふ理論的な見方もあるのですが、そんなことを言つても、とにかく現に物価が上がつておる状態から考へると、どうしても減税は必要とするし、十年続いてやつてきた

ものを内閣がかわって減税しないなどというわけにはいかぬ。もちろん税調はちようど最終答申の年次にぶつかっておりますので、苦しい中から可能な限り最大の減税はやろうと思うが、遺憾ながら初年度三千億はひとつかんべん賜りたいということは言っております。本人も承知をいたしておりますから、そういう意味では、国民もその姿勢はやはり了とせられて、三千億と言ったのだから、少なくとも三年間に三千億くらいやるのだとか、いろいろな期待をつないでおるようでございます。でありますから、乏しい財源の中からでございます。とにかく税調の答申を十分見まして、わが党の税制調査会もございまして、また政府自体も一般会計でやれないものを一般会計、財政投融資、税制、また外資、その他いろいろものを組み合わせて政策の実現をやるということでありまして、ここで幾らやりますと言うには少し時間が早いと思いますが、しかし、税調の答申を尊重しつつ、合理的な可能な限り最大の減税をやるということとひとつ御了承賜りたいと思っております。

○佐藤(観)委員 いろいろ伺いましたが、これは閣議との関係もありますし、これ以上申し上げませんが、ただ野党というのは、他の党もそうでありまして、思ったよりも早く政権をお握りになった佐藤さんにも苦勞はありますが、あまり実現されないことはなるべくひとつお控え願って、国民がそれに付られないように、これだけ申し上げまして、私の質問を終わります。

○吉田委員長 堀田君。

○堀田委員 ただいま大臣もお触れになりましたけれども、本日税制調査会から「今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方」についての答申」というのが総理大臣あてに出されております。ここにも書いてありますように、これは単なる単年度の問題ではなくて、基本的な租税制度のあり方でありまして、その点私この答申というものは最近の税調の答申の中で非常に重要な答申だと考えておるわけであ

りますが、先ほどすでに佐藤委員の質問にお答えになって、分離課税の問題について少しお触れになっておりますので、私きょうはこの問題を中心にして少し前段で論議をさせていただきたいと思っております。

この答申の二十四ページで、「当調査会としては多数に上る租税特別措置のすべてについてはその適否の判定は行なわなかったが、そのうち、利子配当課税の特例等資産所得に対するものは、当調査会が税体系の中心として考えている所得税の本質的なあり方に関連する問題を含んでおり、その影響するところがきわめて大きいと考えられるので、特にこれを取り上げて検討を行なった結果、下記のような結論を得た。利子の配当課税の特例等資産所得に対する租税特別措置は、一部の高額資産所得者を著しく優遇するものであって、この措置に伴って生ずる弊害が大きく、しかもその弊害を償うに足るほどの政策的効果も実証し難いので、これを廃止すべきものと考えられる。なお、これを廃止する際には、何分にも長年にわたる措置であるだけに国民に与える心理的影響等を考慮して、経過措置を設ける等の配慮が必要であると認めた。」こういうふうな答申がされております。私どももかねて当委員会におきましてこの点についてはたびたびと論議をしております。今回、先ほど大蔵大臣、税調の答申は尊重いたしますというお答えでありますから、私もたいへんうれしく思うのでありますけれども、この点について、ひとつこの部分についての税調の答申に対する大蔵大臣のお考えを承りたい。

○田中(国務)大臣 私はいまこれをいただきましたが、まだ読んでおられないわけでございますが、御指摘のところ、いま主税局長に指摘をせられて読んでみました。確かにこの原則だと思っております。ですから、将来税負担の公平が行なわれるようにこの趣旨を尊重するということは言うを待たないと思っております。ただ、先ほどから申し上げましたように、物価問題から考えても、また産業資金の調達とかいろいろな面から考えましても、現在資金の

需要というものは貯蓄に待たなければならぬという現実的要素も無視できないわけでありまして、将来の基本姿勢はこの税調の答申のとおりでいいと思っておりますが、現状、やはり現実的なものに対しては処置しなければなりません。これは私企業に対しては国の税金を出さないことがいいのだという理論はこの答申に書いてあるとおりでございます。しかし、私企業であっても、石炭が国に及ぼす影響、国のエネルギー政策の根幹をなすものである石炭産業がつぶれることによって他に及ぼす影響、しかも、石炭の五千五百万トンのエネルギーを外貨に換算した場合日本の国際収支が立ち得るかという場合には、税制上の優遇も行ない、税金をもつてさえるのでございまして、その政策的ウェイトに対しては、十分現状把握を誤らないで緩急をつけていかなければならないことは、これまた論を待たないところであります。

でありますから、後段に「これを廃止する際には、何分にも長年にわたる措置であるだけに」——長年にわたる措置であるだけにという理論的なものだけではなく、現状も十分把握しながら、こう書いてあればいいと思っておりますが、これは答申に書いてないだけのことでありまして、政府が政治的な責任の上に国民の幸福をより合理的に、より積極的に支持するにはどうすべきかという判断に立つべきものであります。でありますから、この答申の基本的な線は十分熟読玩味しながら、また現状に対処して遺憾なく合理的な施策を行ないたいと考えます。

○堀田委員 本日の新聞の伝えるところによりますと、この利子の所得の課税の改正によりして初年度三百三十五億、配当所得の課税の改正によりまして六百六十億、都合四百九十五億というものの増収が実は見込まれておるわけですね。もしあなたのお話のように、中身がどうなるかわかりませんが、これはいまこの税調の答申をもとにして試算がされておることだと思っておりますが、どういう処理をされるかは別としても、あなたがいまおっしゃるような形で何かのそういう分

離課税的なものが存続をする、あるいは新たなものができるのかどうかわかりませんが、もしそういうことになる、現在のこの答申案の土台になつておる計算というものは根柢から非常に狂つてくるのではないかと。それも十億、二十億が狂うというなら話はわかりませんが、四百九十五億、約五百億の狂いがここに出るということは、これははかの減税に非常に大きな影響をもたらすことになるのではないかと。そこでちょっとここではつきりいたしておきたいのは、所得税の減税のほうへ過去においてもいろいろと食い込む場合が多かつたわけですね。今回は、こういう仕組みが立てられておるところでもしあなたのおっしゃるようなことが行なわれれば、そうでなくても不十分な所得税の減税というものがまたや削られるということになるのではないかと。これはさつきからの話の佐藤さんが総理大臣として最初にやる税制としては、政治的な責任のある重大問題だと私は思ふ。所得税を大いに減税をするというのがかねてからの佐藤さんの考えです。そうしてみると、その点いまの発言というのは具体的に非常に重大な問題を含んでおると思ふのです。どうですか。所得税のほうに触れずして処理をするということなのか、やはりここをさすれば所得税も減税を減らすのだということになるのか、このところをちょっと少し。

○田中(国務)大臣 ことしの所得税の減税の平年度をいま主税局長に聞いておりますが、ことし二千億減税をやりまして七百三十億減税でございまして、非常に財源が不足をしておる。へんなどときであるにもかかわらず、平年度千億の所得税減税案が出そうであります。新聞をけき見ましたが、十六日ごろ私はいただくというふうなものであります。きょうは長期税制の基本的な問題だけ答申をいたしまして、あとの問題は総会にかかってくる。きょうのところはいいかと思うのです。非常にいい、好ましい答申をいただくのだと思ひますが、財源の上から考えますと、私のほうでも、これだけの財源をこのまま調達し得るかというこ

とに対しては相当大きな問題がございます。問題がございまして、いずれにしても、新聞をけさ読みながら、答申をいたせば答申尊重ということ、国会でもたびたびしゃべっておりますし、また私も一言一致のほうでございまして、これはいまだきましてらひとつ十分検討して、なるべく国会でおしかりを受けないようにしなければいかぬというところを心に期したわけでございまして。まあしかしきょう初めてあの数字をいただきましたから、主税当局に、これだけの財源が一体あるのか、これ以上また何かできるのかというふうなことはひとつこまかく聞きまして最終的判断をきめたい、こう考えます。中には、どうせ財源はないだらうから、インベントリーを取りくずしてでも減税をやるべきだとか、減税の場合こそ公債を出すべきだとか、いろんな議論がありますが、私は現在の段階において、四十年予算編成に際して公債を出したり、またインベントリーを取りくずしたりはしないという考え方、これも明らかにしております。そういう特殊な財源は少なくとも健全均衡——在来の基本的な財源からというのではなく、在来の基本的な姿勢とワークをくずさないで、その中で可能な限りの減税をやるという場合に、一体どのような具体的な最終案ができるか、これは党でも専門家を網羅して税制調査会をつくっておりますので、党の意向も十分聞きながら最終的に判断をしてまいりたいと思っております。もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○堀委員　そこで、私少しこの問題に入ります前に、どうも分離課税というものが一面でいろいろと所得の把握上の問題にも影響を持ってくるというところを実は痛感しておるわけであります。これから申し上げますことは善意なる納税者について申し上げるのではなくて——善意な納税者はたくさんおられます。ですけれども、納税者の中には必ずしも善意でない方もあることは、これははなはだ遺憾でありますけれども、現実の姿でありますので、その点を念を押して少し伺っていきたいと思っております。

国税庁にお伺いをいたしますけれども、皆さんのほうが査察その他の事案によって出てきた脱税ですね、その脱税をした場合の金、そういうふうなものはどういう形で置かれておるのか、大体のことではどうですか、たとえば預金であるとか、証券であるとか、いろんなかっこうでおそらく置かれておるのではないかと申すのですが、皆さんのわかる範囲でかっこうです、そのウエートはどのくらいそういうものの中で占めておるのか、特にいまは分離課税というのは、投資信託がありますけれども、預金だけではありませんから、そういう点についてちょっとお伺いをしたい。

○志場説明員　ただいま査察のお話が出ましたので、私の所掌しております査察関係だけににつきましてとりあえず申し上げますと、三十八年度におきまして査察事件をいたしました件数の中で、起訴すべきものと考えまして告発いたしました件数が六十三件あったわけでございまして、その中でたゞいま御指摘の預金の形におきまして脱税所得を留保しておったという件数の割合は約七六％、つまり四分の三程度の脱税者が預金の形で留保しておるということでございます。

なお、金額的に申し上げますと六十三件の告発、これは法人の場合でございますが、その留保金額が、つまり脱税しました、期中の増加しました額のトータルが二十一億八千二百万というわけでございますが、そのうち約五五％に当たります十一億九千万円が、預金の形態で留保されておるといふことになっております。

○堀委員　いまのお話でもわかりますように、脱税として結果が出てきたものについても、留保されておるものというのとは、一番多いのは預金の形のようにあります。これは特にそのものがどういう形で行くかというところ、この預金は大体架空名義もあり、実際の名義で置いておるものはないわけですから、何らかのかっこうで他の名義になります。これは動かすといろいろわかるものだから、これは裏預金のかっこうで固定をされて、両建て

のこれが原資になって、そして借り入れられておるといふのが一般的な事実関係のようでありまして。私どもはいま分離課税の問題というのには、確かにここで指摘をされておりますように、一面的には高額所得の上積み制限を軽減するという非常に大きな問題点があると思っております。もう一つは総合をせねないというために、所得の把握を非常に困難ならしめているという点に実は私最近非常に大きな関心を持っているわけであります。ですから、私どもはいまの分離課税の問題というものは、これは別の角度なんですから、要するに預金でも証券でも何でもいから、あらゆるものがはつきりとその所在が明らかになる、要するに架空の名義であるとか、その他の処置はできないのだ、要するにその源泉は明らかになるのだという点が一本はつきりしてくるならば、私は、この分離課税の問題というのには、弊害はありますが、弊害の点においてはやや救われる道もあり得るのではないかと思うのですが、残念ながらそういう措置ができないために、これはあけてそういう脱税の手助けというところ少し行きかもしませんが、しかし手助けになるような措置として現在有効に働いているというところは、これは間違いない事実ではないか。この点について大臣はどういうふうにお考えになるか。

○田中務大臣　分離をすれば、結果的に見まして脱税がやりやすくなるということが理論的に言いつてもいいことはそのとおり認めます。しかし同時に、いまの査察部長が申した例を簡単に、すなわち聞いてみますと、大体脱税した金額を普通は消費してしまつたとか、こういうのは一番筋が悪いと思つて、このまま使わないで預金にしておつた、こういうことは中小企業なんかにはよくあります。これは実際、預金の制度がありまして、実際は脱税があるらしいということになります。まして、一千万以上ということになりますと、裁判所の令状を持って、検事と話を同時に入りますから、入ると、帳簿をこまかく突つていきますと、どこかにあるのじゃないかということ

は、取引銀行を押えて架空名義のものはないか、取引金融機関でもって架空名義らしきものがあるならば、その中からさがさか、さがされるのはいやだったらどろを吐きなさいというところ、金融機関がさつと出す、こういうことで数字が出ておるとは、これは明らかでありますから、堀さん十分おわかりだと思つております。ですから結果から見まして、分離課税の制度があるから脱税が助長されておるのだとは私は考えないのです。がしかし、その脱税というふうなものを、少なくとも分離課税というものはあるの、いろいろな架空名義でもってやつておれば脱税ができるかと錯覚を起こして——私は考えれば、銀行にあるのですから、徹底的にやればつかまるので、脱税としては実際においては、へたな幼稚なかつたかと思うのです。ですから私はそういう意味から考えまして、必ずしもあなたが言っているような考え方にウエイトは置いてはおりません。私たちがいま政治的に考えるのは、国民がより貯金をしてもらうためにはどうするかという一つの政治目的、政策目的もございまして、そういうものから考えるときに、ただ理論的な面からだけでは私は判断しておりませんが、あなたが言うことがないというふうには考えておりません。

○堀委員　私はやはり税の問題というのは、一番の根本は所得のある者が税を払うということではないかと思つて、これでは私は率直に言つて、税というものは一つも前へ進まないと思つて、そこでちょっと主税局長にお伺いしますが、いま給与所得を受けておる者は、昭和三十一年度でもいですが、何％税金を払つておるのか、それから営業所得のある者は一体何％税金を払つておるのか、農業所得は何％、商業所得は何％、ひとつ、所得のある者に対する納税者割合をちょっとお答えをいただきたい。

○泉政府委員　三十九年度の当初予算の見込みで申し上げますと、納税者の割合は、給与所得者のうちの六二％が納税者になっております。農業所得者のうちでは六・一％、農業以外の事業所得者

は二・七％という割合になっています。しかしこれは、結局所得の階層別の構成がどうなっているかという点による点が多いわけでごさいます。この納税者の割合が低いから、すぐにその所得の者が脱税しておるとかという点には、直ちに得ない、これはもう堀委員の御承知のとおりでございす。結局所得構成のいかんによる点が非常に多いだらうと思います。

○堀委員 いまの泉さんのお答えは、先ばししてこの割合が低いから脱税しているとか、私何もそんなことを言っていないのです。そこで、お伺いをしたいのは、これは三十九年度見込みでありますから、一体過年度には、三十九年度くらいのところはどういう率だったのか。

○泉政府委員 三十年の状況で申し上げますと、給与所得者は総所得者のうちの五〇・六％農業所得者の場合は一九・九％、農業以外の事業所得者の場合は二一・一％でありました。

○堀委員 ここでわかりますことは、要するに給与所得者というものは、ともかくも所得のある者のうちで税金を払うものが次第にふえつつあるわけですね。そこで農業だけは、これは生産性が低いからこういうことになっているというふうな理解をいたしますが、しかしこれは率直に言うに農業所得も少し抜けている部分があるだらうと私は思います。それはどこに問題があるかという点、米のようなものは非常に把握が簡単でありますけれども、その他の蔬菜とかいろいろなものを何回もつくっては植えたかえたりすることは、なかなか所得の把握が困難でありますから、これは特に都市近郊の農家については、かなり私は問題のある点もあるのではないかと思います。それはしかし農業の生産性が低いという点で理解ができるのであります。大体事業所得は少し全体から見ると低過ぎるのではないかと感じがいましてなりません。特に営業所得は、この所得者の人員の変化を見ても、昭和三十一年を一〇〇として見ると、三十八年は一〇九・一で、ちつともふえていませんね。ところが、実際はその他

のほうを見ると、農業所得が減るのは当然でありますけれども、商業所得なんというものは、これは大体ふえていますね。少しではありますけれどもふえています。そのふえ方から見て、どうも私は、ややこの営業所得というものが、個人所得の場合でも、何か把握が少し不十分なのではないか、こういう感じはします。感じがしますが、いま私は、脱税しているというふうには言わないで

す。一番大きいのは、私は、個人事業所得の問題ではないかという感じが持っておりますが、どちらにしても、いまこうやって並べてみると、給与所得者だけは、全部、所得があれば税金は払っておりますね、この点は間違いない。そうすると、いま国民の中で、一千六百万人ですか、税金を納めて、給与所得者でそのくらいあると思うのですが、その一千六百万人も非常に正確に払っているときに、片や、やや脱漏のある部分があるというところは、私はやはり制度上の問題として、なるだけそういうものが起きないように制度にするというところは、これは私は、脱税の大綱としては、公平を旨とする以上は非常に重要な点なのではないかというふうに思うわけなんです。そこでちょっとお伺いをしたいことは、いろいろなことにあつちこち飛びますけれども、国税庁で特別調査班というのをつくっていただいて、いろいろと調査をしていただいております。これが、私は、非常に調査能力のある方が処理をしておいでになるから、非常に正確なものが出ておるのだと思います。多少これがその他のものを類推する一つのめどにはなるんじゃないかと思ひますので、ちょっとお伺いをいたしますが、特別調査班の税務署所管の法人分についての最近の調査件数なり、それから調査所得金額、増差所得金額、増差割合というふうなものを国税庁のほうでお答えをいただきたい。

○堀口説明員 お答えをいたします。署の特別調査班の調査事務でございすが、三十八年度分を申し上げますと、これは実調件数で八千九百九十九

件、それから調査所得金額として約九百二十億、それから増差所得が二百四十二億ということになっております。増差割合は三五・七％というふうになっておるわけでございます。

○堀委員 いまの、これは特別調査班の調査でありますから、非常にきめのこまかい調査が行なわれて、まず私はこの調査班の行なわれた結果というものは、所得のあるところでは税を納めるといふ、私がさっき申し上げた原則に合った結果が出ていると思うのです。それで見ますと、遺憾ながら三五・七％という増差が出るということは、もし特別調査班がやらないで普通の状態のままでは処理をされていけば、三五・七％はまあ脱税分として脱漏をしておったことになるのではない

か。これだけの特別調査班が活動をしていただいたおかげで増差金額が二百四十二億出てきた。法人税を約三〇％と見ましても、これはおそろく約七十億の税収に相当するものでしょうね。それにいろいろ加算税等がつけばこれは別の問題でありますけれども、ですから相当の金額のものが、件数が八千九百九十九ということでありまから、全体の件数から見ればごく一部分のものであるとは思いますが、それでさらに精査をするならばこういう状態であるというところは、現在私は、こういう形のもの、さつき国税庁のほうからお答えがあつたように、相当にやはり裏預金のようなことが流れておるといふことを私どもは推計せざるを得ない、こう思ひます。大臣どうですか、その点。

○木村政府委員 先ほどの査察関係、またたいた御指摘になりました税務署における特別調査の関係の数字から見てもわかりまから、隠されておる資産の相当大きな部分が預金の形で隠されておるといふことは、これは事実でございます。

○堀委員 そこでこれは私銀行局長にひとつ伺いたいのですがね、銀行、金融機関等は、大いにやはり日本銀行から借り入れをして、そのおかげで絶対に倒産をしない銀行——世界でまず絶対に倒産しないのは、私は日本の銀行だと思つてゐるんです、それはほんとに国家的恩恵を受けておる銀行

が、国家が正當にその所得を把握しようといふときに、さつきもお話が出ておりましたが、架空名義の預金などをつくつて、その国家目的に反する方向に協力をしておるといふことは、銀行局長の立場としてどうでしょうか。こういうことであつていいのかわるか、その点をひとつとお伺いいたします。

○高橋(俊)政府委員 国税のために便宜な制度になつておるといふ御趣旨かと思ひますが、その点、そういう弊害が一面にあるということ、私どもの認めるにやぶさかではございません。ただ、御趣旨のとおり、すべてをいまガラス張りにした税の制度にするということになりますと、ただいま五十万以下免税措置がございすが、これは非常に主税局は厳格でございまして、一々税務署に申告をしなければならぬ、と同じような預金をする者がすべてその住所、氏名を明らかにして、いやしくも無記名も許さぬ、偽名も許さぬ、税務署にそのまま通してもそう困らない、そういうふうにするれば、まことに税の面から申しますと申し分ないことになるのであります。問題は、戦後十数年——戦前においても同様な点もあつたかと思ひますが、何らかの形である種の資本蓄積に対しては税の面から支援的な措置をとる。貯蓄をしやすいうようなことをある程度妥協的につくつていふという事実は当然なわけでございます。いま分離課税になっておりますが、戦後の状態から申しまして、非常に急角度の成長を遂げる場合に、銀行の資金に依存するところが非常に大きなので、そういうものを、できるだけオーバーローンを少なくする意味において税の面からも資本蓄積を促すようなことに、非常にそういう注意が深く払われていた。これを直ちに、そういうガラス張りの制度に置きかえたならばどういふことになるだらうかというのを考えなければならぬわけでありま。非常に潔癖な、制度としてはけつこうなんですけれども、それが預金の増強を非常に不利な状態に追い込み、そうしてそれよりも値上りの確実な土地を取得するとかというふうな、資金の

流れがそっちにいくということになりましたなら、はいかぬのでして、やはり土地、その他のいろいろな投機的なもので流れないという措置を確立し、さらに消費そのものについて何らかの貯蓄をするという消費から消費してしまおうというふうな——そんなことは日本人はあまりごさいませうけれどもやはり傾向としては資本蓄積を税の面からきびしく監視されるということになると、そういう弊害も出てくるんじゃないかと思うのです。その辺の政策的な、つまり純経済からの判断と税の公平ということと調和ということをお認め願うほうがいいんじゃないかと思ひます。

○堀委員　そこで大臣にお伺いをしたいんですけれども、それじゃあなたのほうの分離課税をするという一番の重要な点というのは何なんですか。要するに、それは分離課税にするから税金を安くするというのが目的なのか、要するに名前もわからないようにして所得の把握を楽にして税金ののがれやすいようにするということが目的なのか、ちょっとそこをひとつ、先に整理をしていこうと思うのです。

○田中事務大臣　これは前提となることを一つだけしておきたいと思ひますが、これは堀さん、いわれたとおり、確かにいまの分離課税をやっておりますために、脱税等をするということに便利だ。ある意味においては脱税は助的なそういうことを銀行でやれるじゃないかということでありますが、確かに結果論からみまうとそうなんです。しかしこれは消費したものとして、銀行預金になつておる場合に、これをただそうと思えば法律上できるんです。これは銀行や金融機関に預金をしてあるものであるならば、これを徹底的に調査すれば事実、ただせす。ですからただせないというのでない。とにかく銀行に対してたえずこういうものがあるからという投書に基づくとか、これは内ていしてわかつていくとか、どうも届け出た決算を見るとこれはおかしい。ですから確かに取引銀行を捜査すれば必ず出てくる、こういうことで金融機関を徹底的にやれば確かに捕捉で

きないものではないと思ひます。しかし、いま銀行局長も端的に申し上げましたが、分離課税をなす必要とするかというものは、他の一つの政策目的があるわけなんです。一つは、税は公平でなければならぬ。当然脱税をしてはならない。これは法律は罰することになっております。そういう一つの目的の一つの理論の上に立つた要請と、もう一つは、なぜ分離課税をしなければならぬかという一つの消費抑制でもあり、また資金を吸い上げなければならぬ、必要とする、こういう考えから貯蓄増強という政策をやるためには、これは脱税がしやすくなる、捕捉しがたくなるというこの面からだけでなく、人間性の本能からも、財産の取得は、これは当然全世界であらゆることで考えておることなんです。ですから、金を必要としないう、また消費の抑制を必要としないう、こういうのであるならば別ですが、これは政府として当然そのように誘導しなければならぬ、またそうすることによって貯蓄増強になるという別な政策目的から考えて必要なものとしての分離課税制度ということとておるわけでありまして、学問的にもちゃんと分離課税の制度はあるのでありますから。ですから、これは全然財産を隠し、ただ脱税をするに容易なためにだけ分離課税を認めたものではなく、より貯蓄に国民の金が流れてくるように、そういう目的を持った一つの方法である、こういうふうにお考えになっていただきたい。

○堀委員　貯蓄増強の目的はいいのですよ。だからその点は認めますが、じゃひとつ大臣に私提案があるのですが、それが分離課税になるかならぬか別問題として、分離課税というものの考え方をとる場合のことを言っておるわけですが、私が一番いやなのは、架空名義の預金。問題はここです。そこでひとつ預金については、預金を一時封鎖預金で引き出したりなんかするときはちゃんといろいろな証明が要するようですが、とにかく配給通帳でもいいのですが、実在している人間以外には預金させない、会社なら会社でもよろし

い、何でもよい、法人なら法人として実在するといふことが証明のでき得る何らかのもの、個人なら個人として実在するといふ何らかのものを、個人なら個人として認めなければ、私は大きな脱漏の問題についてはかなりはつきりしてきくと思ひます。だから、少なくともそういう考え方、要するに所得のあるものはどういうかっこうで分散しても、どっかで調べればわかるわけですから、今度は実在しておる人間ですから。だから、何とかそういう面についてひとつ政府は真剣に考えてみる気持ちがありませんか。貯蓄増強についての点は私はあまりメリットはないと思ひますけれども、しかし、立場が違いますから、あなたはメリットがあると思ひますから、あなたはメリットが大きい、メリットよりもデメリットのほうが非常に大きく、いかんともしたいという強い気持ちを持っておりますから、この点はいまのようなかっこうで、実在の預金以外はいけぬ、もし、架空のものがあつた場合には、次にひとつ銀行法の改正をしたときには、何らかの問題をそこへ挿入してもらいたいと思ひますが、ともかく銀行のほうはこういう名前前で貯蓄しますと言われたら、それははいけませんと言えないでしょうが、少しそこらについて前向きに検討する余地があるんじゃないかと思ひます。

○田中事務大臣　堀さんの言うことは非常によくわかります。私もそう考へておるのであります。とにかく、いろいろな問題があります。財産を隠すつもりであつて、元も子もなくするやうなものもあります。この間私のところにも陳情に参りました。某一流銀行の支店に三百万円の定期預金をしてある。これを会社が倒産したら、会社のため自分のおうちも担保にとられたから、せめてその娘が嫁に行けない、そう言つてある支店に行つたら、これはあなたであるかどうかわからないから返しません、こういうことを言うという。少しおかしいじゃないか、あなたであるかないかどうかしてわからないのか、それは別の名義になつてい

るのでしょうか、こう言つたら、別の名義です、こういうことです。別の名義になつておつても、それを証すべき同じ筆跡鑑定をつけて、同じ印鑑を持った者であれば、向こうは金を払い出さなければならぬ。銀行のほうには架空ではないということを知つておる。銀行に対しての保証債務がありますから、それと関連をつけて、これは別の名前になつておるけれどもAの所持のものであるというところを知つておるから、うちだけではない、債務の清算が全部つくまでは払い戻しをしない、こう言つては悪いから、あなたであるかないかわからないから払わない、こういうことを言つておるわけなんです。私は銀行に対して口をかけたませんし、銀行局長にも言わなかつた。言わなかつたけれども、この一事を見ても——私は脱税した金であるとは思ひません。相当な収入もあり、税金も払つておる人である人、というくらいにしっかりと人ですから、そういう脱税した金だとは思ひませんが、何のためにそういう名前をつけたのか、まあ、娘さんの名前に似た名前でもつて出しておつた、こういうことで元も子もなくする。こういう意味からいつても明らかにしておいたほうがいい。それは外部からうかがい知れないように、金融機関の秘密財産秘匿権というものには守らるべきである私も考へます。そこまでは堀さんと同じですが、もう一歩進みますと、無記名定期預金制度はどうしてつくつたのか、これもやはり必要があつて当時つくつたわけなんです。それから、無記名定期預金の制度、それからもう一歩進んで、無記名定期預金というよりも、全く架空の名義を乱用しておる。いまは小額免税に對しましては、米穀通帳なんか持つて、本人でなければやらない。しかも、それは税務署へまっすぐに通知がされるということになつておるのです。が、万全の上にも万全と、こういつても、法律にもやはり盲点があつて、新しいもの、新しいものが出てきまして、なかなか万全にはならない。そうであれば、結局すべてのものを明らかに実在の人物にするということが一番好ましい。好ましい

ですが、その過程においてなかなかむずかしい問題もありますので、無記名定期預金の問題、架空の預金名義者に対して将来どうするのか、その場合には、もつと免税点を上げていこう、少なくとも小額免税というのに対してはもつと手厚いことをやってもいいというようなこと、こういうものも全部合わせて検討する。より合理的に一部の人間から非難を受けたりそういうことのないように、また財産が架空名義になっているために、おやじさんが死にましても、子供さんの財産争いに対してとても問題なんです。私はこの間ある銀行で一つ片づけた。それは、子供さんが全部来なければ銀行は払い出しません、こういうことであります。それで私が立ち会いになって財産分けをしたという例がございます。それは、その中でもどうしてか会いたくないという子供さんもあったというところで、非常に問題を私は深刻に感じました。何かもつと合理的なものがいいかということも感じておるわけでありまして、これからひとついろいろな面から検討をいたします。

○堀委員 田中さんはものわりのいい人だから、話はいつもわかった、わかったと、こう言う。話がわかってもらなければ、これはわかつたうちに入らないですよ。大臣いいですか。だから、ものの道理というものがわかつたら、その道理を進めるところに価値があるので、ともかくいまの答弁は価値ないですよ。私がいま言っていることは、国民だれが聞いたってももつともだと思ふと思うんですよ。そうじゃないでしょうか。ともかく片方では、苦しい暮らしをしていても税金まるまる取られている者がある。片方は、多少余裕があつて——税金を払った後なら私は何にも言いませんが、そうでないのがやあるではないかというところ、すでに前段でやってきたはずですから、その部分に利用されるところぐらひは防ぐというところは、私は大蔵省が一体となつて、そうして——そんなむずかしいことじゃないですよ。いまの實在の人間に預金をしほるぐらひのこととはあたりまえだと思ふですよ、率直に言つて、これについては、ともかく分離課税をやるかどうかかわらない段階であるからといへばそれまでですが、あなたのさっきの答弁では、何らかのところでやりやうな配分が十分察しられますから、私は声を大にして、何とか正直者がばかを見ない——要するにきちんと納税しておる者がばかを見るような政治をやるといふことは、佐藤さんの言う人間尊重にならぬですよ。人間尊重というのは、やはり正しくやっている人間が一番尊重されるようにならなければ、人間尊重なんというこゝとばにならぬのです。まずその点は十分考えてもらいたいと思ふ。

その次に、さっき証券分離課税等の問題について御意見がありました。池田総理がやめると言つたときに、私の一番最初にピンときたのは、何かといふと、池田さんは当委員会と本会議において、私に対して、配当の分離課税をいたしませんでしたと約束しておりましたから、池田総理在任中はこの問題は動かぬという確信を持っております。したけれども、佐藤さんはかねてから分離課税賛成のようなことを言っておられますし、田中大蔵大臣に至つては大いにこれを鼓吹してこられておりますから、まことに微妙な段階にきたと思ふのです。そこで、私はこの点については問題を明らかにしておかなければならないのは、私も証券界の諸君と同じ考えを一つ持っておるの、預金と配当が全然別個な扱いを受けておるのは適当じゃないと思ふのです。ただ、配当の場合にはちよつと性格が違ふ点があります。配当所得控除等の問題が多少ありますから、必ずしも預金と配当が同じだとは言ひ切れない弊があるかも知れません。しかし、少なくともほぼ似た条件の中で、片方が分離になつて片方が総合というの、なるほどこれは、証券関係の諸君から見ればまことに不公平なことだといふ感じを持つのは、私も認めます。そうすると、問題はどうかするべきかといふと、証券のほうに分離課税をするというのは、船があつて、片方が水が入つて傾いてきたときに、もう一つのほうに穴をあけて、水を入れてバラン

スをとらう。バランをとつたのはいいが、船はこの場合沈むのです。だから、この場合船を正常に起こすためには、穴をふさいで、入つた水をかき出さなければならぬ。ところが、いまあなた方がやるうとしておることは、反対のほうに穴をあけて船を沈めようという、こういう方向は私は困ると思ふ。バランをとることはいいのです、が、バランをとるのは、やはり廃止の方向でとるべきだと思ふ。

それから、証券界の人がいま一生懸命、何かわらにもすがりつきたい気持ちでこの分離課税にすがりついて、声を大にして言つておられますが、私はこれは反対だと思つております。もしかりに分離課税ができたなら証券市場に金が入ってくるかといつたら、絶対に入つてこないのです。なぜ入つてこないか、ここなんです。もしほんとうに入つてくるのなら、投資信託はいま分離課税になつていますね、この分離課税になつておる投資信託のいまの姿というのは、大臣御承知のとおりです。いまの資本市場を荒しておる最大の問題は投資信託の改悪なんです。この間の九月、十月と委員会では議論をしてきたとおりであります。だから、もし分離課税になつたらそつちへ金が流れるというのを考えるなら、投資信託のほうにはもつと金が入るに逆流しているのですね。ここに一つ問題がありますし、もう一つの問題は、預金というやつは、架空名義であれ何であれ、ここへ利子がつくのです。ほつといたつて利子がつく。配当を取らうと思つたら、全然架空の名義では配当が取れないですよ。配当というのとはちやんとその株主のところへ郵送するのですからね。配当を取るものに送るのですから、架空の名義にして配当を取らうとしたら、配当は取れないですよ。だから、分離課税にしてみたところでは要するにさつき私が言うように、片方は實在の人間にしかならない。架空の人間になるか。なりつけないですよ。片方は架空になるのです。だから私は、証券界の人が実際にそういうことを知つてこういうことを言っているのかどうか

疑問に思つておるの、証券分離課税にしたつて、同じように預金の分離課税がある限り、預金にいつておる金が証券へはそのことによつては流れてこないのです。これは重大な問題です。いま証券市場を立て直らせるために証券界の人が一番望んでおるのはこの分離課税。しかしこまかく分析してみると、分離課税は効力はありません。そこで、もしあなた方が何かのこつこつでやつても上がらなかつたときに、証券市場はどうなるかと言つたら、最後の頼みの綱のこれもだめだといふことになれば、これはまたがさつとくるのです。ここは重大な問題ですよ。だから私は、証券界の皆さんも、もし真剣に運動をするのなら、いま銀行の金を借りておるから、銀行の分離課税反対とは言えないかも知れないけれども、しかしやはり銀行の分離課税をやめてください、そうしたときにはじめて私たちと対等になりますから、資金の流れがもつと自由になるのであつて、いまでもかく預金に行く金がかつちへ流れてこなくて、一体どこから金が出てくるのか。預金のほうがいまの条件のようにメリットがあるときに、過去の昭和二十六年当時の個人資産の増加額の中身を調べてみるならば、投資信託と証券にどさつときたときは、都市銀行、地方銀行その他を含めて銀行預金は下がっているわけですよ。ともかくわれわれ国民の貯蓄できる総体というものはや減りつつあるけれども、一五、六%内外になるわけですが、これは可処分所得がふえるかなにかしない限り、そんなに耐乏生活をやりましようというようなことにいまはなつていないんですよ。そう考へてくると、私たちは、もし証券問題、資本市場対策としての税制ということ考へるときに、一番効力のある分離課税——分離課税問題というのは、預金の分離課税をやめることなんですよ。大臣、どうですか。

○田中 堀さんのお考えはよくわかりました。私の考えのほうも少しわかつていたのだと思います。それは預金、証券に金を入れようとするときには預貯金からしかいかないという考

え方よりも、より深く考えておるわけです。先ほどから申し上げておりますように、可処分所得がふえないとは言っておりますが、少なくとも所得はふえておるんです。所得がふえておるから、名目所得とはいきながら、ふえておるから、所得税は増収になっておるんです。ですから、物価問題はいろいろ言いますが、物価問題の中で公共料金のストロップは確かに重要な問題であります。しかし、物価問題は公共料金のストロップだけで片づけられるかというと、一体フランスやイタリアがどういうかっこうでやって物価問題に対処したかといえ、これは言うまでもなく所得政策をやっております。賃金ストロップをやったり、国民の消費抑制をやったり、増税をやったり、もちろん長期健全均衡財政をやっております。デフレ政策をとっております。そうしないといふと実際の物価問題は片づかない。しかしそう極端にできるものではない。第一政治が持たないという考えもあります。ですから、結局国民の協力を得ながら、消費というものを多少セーブをしてもいいながら、しかもその消費抑制をしたものが貯蓄に回り、貯蓄に回ることによってオーバーローンの解消をはかる、金融の正常化をはかるとしておるんです。同時に、貯蓄によつただけでは産業資金がまかなえないということでありまして、その産業資金を資本市場から直接調達をする、こういう考え方をとっておるわけでありまして、でありますから、もう二一％になったときに、貯蓄性向は世界で最高であつて、これ以上はいかぬのだという考え方から言つて、私は、そのポイントに達したんだ、ですから一応何千億になつてはいる社内預金というものは一体いものかといふと、私はそれは思ひません。社内預金といふものは非常に危険性があります。そういう意味から言つても、少なくとも社内預金そのものさへも、私は、合理的にするならば、正式な金融機関に貯蓄せられるべきだと思つておる。同時に、自分が一生を託しておつて、闘争しておつても、本体をくずしたらどうにもならぬのですから、少なくとも自分が社内

預金ができるような余力のある者は、みづから株主になつて、会社の経理を明らかにみづからつかむ。自分が労働をやつて一生を託しておる企業の内容はどうか、十五年間も無配、タコ配をやつておつて、ようやく十五年目にそれを出して、その総額は十五億だった。しかもその結果は、賃金はストロップになる、首切りはやらぬ、社内預金といふものは返るのかどうかかわらぬ、こういう事態を一つずつ解明していかなければならぬ。私は、そういう意味からいひまして、少なくともいまは預貯金に対する源泉分離をやめることによつてバランスをとれまうといふ考え方にはならない。それはいままでさへ貯蓄増強政策はもととやらな新生活運動に對しても、オリンピックが終つたから新生活運動を何かするといふなら、貯蓄増強といふような消費抑制をなぜ新生活運動でやらせないか、こういうことをほんとうにやることによつて健全な国民の生活ができるんだ、こういう考えでありますから、貯蓄増強が必要であるといふために源泉分離制度をとつておるなら、その上になお直接資本市場に国民からの金の流入を求めるとしたならば、これは私は永久にやれるとは考へておりません。三年でも五年でも必要とするとき——少なくとも、西ドイツが海外投資を促進するために特別な法律をつくるほどになつておるならは別であります、アメリカの利子平衡税問題が一つ落ちては株価が暴落するやうな日本の脆弱な資本市場であることを考へるならば、やるだけのことではやらないでなければならぬ。ただ、私はそれだけ考へておるのではありません。資本市場の健全化に對しては、これからやはり企業の責任といふものも明確にしなければならぬし、取引所の制度や上場といふものに対しての基準も明らかにしなければいかぬし、それから証券会社に対してのみならず正すようにしなければいかぬし、あらゆることを相当手きびしい施策を要求するときに、やはり税制上も、こういう処置もしてやるか、あるいは、すべての者が努力し合つて、犠牲も払

い合つて、新しい政策要請に應じよう、こういう姿勢をとらないでいままでもやつておつて、銀行のものを下げればむずかしいかも知れぬ。そうしてそれに對しては、業者に対しては相当強い規制を行ない、場合によつては十年でも十五年でも一割配当をしておりながら、実はタコ配だつたなどというところは、いままでの制度の中で、証券局ができて、このままだといふことは少なくとも考へておりません。不特定多数の国民に証券を発行して、しかも会社の内容はこうですと表示をしておつて、タコ配をしておつて、タコ配をした人は明らかにその間月給ももらひ、期末には配当をしておつたのですから、堂々と退職金ももらひ、期末賞与ももらつておつた。それを一体吐き出すのか。税金の問題ではあります。そんなことをそのまゝにしておつて日本の産業基盤がつかわれようはずはないと私は思ふ。そういう各般の施策を一挙にやるときに、税制上の問題も全然やらない方がよい、どうしてもそうはならないと思ひます。そこがやはり政府、大蔵大臣として毎日毎日資本対策などを考へておると、考へが違ふといふことになるのであります。

○堀委員 それは皆さんいろいろやつておられると思うのですが、私はやはり、いま国民が非常に注視しているのは、率直に言つてこの分離課税問題といふものはある面では非常に注視をしておると思つておる面です。さき申し上げたように、一千六百万の給与所得者のように公平に税を負担している者はあるわけですから、その人たちの立場から見れば、やはり税といふものは公平でなければならぬし、いま累進税率といふものは一体何のために設けられておるのだといふことを一べん真剣に考へてみなければいかぬと思ふのであります。給与で入つてくるのはみんな累進税率で、片方は累進税率は全然動かないといふことは正直者がばかを見ていたかと思ひます。これは十分御検討いたしたいと思ひます。時間がありませんから先へ進みますが、確かにこの点は十分分がわかつたとおしやるのだから、わかつた部分についてはひとつ十分検討してもらいたいと思ひます。ひとつその点は強く要望しておきます。

その次に、実はいまお話がちょっと出ておりましたが、十一日の新聞に企業経理を定期検査証取法改正に含めるといふ、こういうお話が出ております。もう新聞に出ておりますからはいささか申し上げますけれども、一部上場会社であるサンウェーブ会社が公認会計士から不実の記載があるという問題が提起をされておるのです。私はかつてここで公認会計士問題を約二時間にわたつて論議をしました。私が指摘したことに対して、このサンウェーブの公認会計士に敬意を表したいと思ひます。きわめて勇気があり、日本の公認会計士制度のために今回この人のとりました処置は私は目ざましいものがあると思つておる。この人がほんとうに勇気を持ってこれをやらなければ、実は善良なる大衆はいまの監査報告をもとにしてわからぬことによつて株を買つたかも知れない。ですから私は前回そのことについては二時間にわたつて論議をしましたから、非常にりつぱな行為だと思つて私はほんとうに表彰に値すると思つておる。ところが、しかし同時にそのことについてここで大臣が主として述べられておるのは、会社の経理等についてもこれは証券取引所だということになつておる。ところが、検査をしたかどうかという点にまつては私は適正だと思ひますので、この点にまつてのお考え、新聞に出ておる点はどういうかっこうでござつたかわかりませんが、その点についてひとつ……

○田中大臣 私が新聞記者会見をきのうやりまして、いろいろ閣議で問題になつた銘柄等につきましまして一体分離課税だけのことによつてうまくいくものじゃないのじゃないか。今度一面において不安と称されておる会社の内容、まず新聞で大体三日前くらいに金融不安だ。そうすると経理担当常務は、会社は不安はございませんといいながら、その翌日は株価は半分になる。三日前には更生会社申請を行なう。こんなことをしておつて

○吉田委員長 有馬輝武君。
○有馬委員 私は、佐藤総理に一問だけお尋ねをしたいと思います。
それは国会運営の問題についてであります。この大蔵委員会は現在まで税制、金融、財政の委員会といたしまして常に適時適切な審査、法律の制定を通じて、国民各階層の期待にこたえてまいりました。たとえば例年の税制調査会の答申を受けまして各税のあり方を検討し、よりよい結論を出す、あるいは歩積み、両健ての正常な金融に及ぼす悪影響を克服するなど枚挙にいとまがないのであります。特にこの第四十七回国会は打ち続く災害問題、公務員の給与問題、また中小企業の倒産に対処するなどきわめて重要な国会であると同時に、佐藤内閣として初めての国会でありますし、政府の施政方針を明らかにして国民に訴えられると同時に、野党であります私ども日本社会党といたしましても、このあらゆる問題についてこれを究明し、また明らかにする責任と抱負をもって臨

んでおったのであります。ところが当委員会、この国会が召集されました十一月九日から一カ月有余、本日まで全く聞かれないまま国民に大きな失望を与えてまいりました。その原因は野党であります私もには十二分にうかがい知れないところでありますけれども、ただ私も聞いておりますところは、前山中委員長が提出されました委員長の辞表の取り扱いについて漫然と目を過ごしてなすところを知らなかったところにあることはまぎれもない事実であります。総理は与党の總裁としてこの問題を処理し得る最高の能力をお持ちであります。ただ単に国会法あるいは衆議院規則、こういう問題で片づけられないところに今度の問題があったはずでありまして、これを処理し得るのは総理であつたはずであります。その総理が先ほど申し上げましたような大藏委員会、ひいては国会の機能が完全に麻痺して、災害はもとより史上未曾有の中小企業の倒産、これらの問題に対処する機会が与えられないことをそのまま見過してこられた点についての御見解を伺いたいのであります。

であります。あるいはこのような事象というものは、中小企業の倒産が幾らあろうがそれはとるに足らないことだ考えられたのか、あるいは国会の問題で、実質的な大蔵委員会国会の審議の停滞は自分の責任ではない、そう考えられたのか、そうでないとするならば、一カ月有余も放置してこられたその理由を明らかにされなければならぬと思うのであります。国民生活の安定のために常に国政審議に真摯な態度で臨んでまいりました私どもといたしましては、当然このことを明らかにしておかなければならぬと思うのであります。このことは、私どもだけでなく、民主社会党でもまた与党の当委員会の委員の各位も、全く同感であるかと存じます。

その意味で、今後の当委員会の運営にも重大な影響を持つ問題でありますだけに、総理のこの問題に対する所信を、この際明らかにしていただきたいと存じます。

○佐藤国務大臣 お答えいたします。

私も大蔵大臣をした経験がございますので、大蔵委員会がどういふ働きをしていらつしやるか、よく承知いたしております。ことに最近の経済状況等につきまして、各方面でいろいろの批判がございまして、それらの問題と真剣に取り組んで、まことに日夜を分かたず活発な御議論、また調査を続けていらつしやる、このことをよく承知いたしております。

しこうして、長い間当委員会が開かれなかった、このことにつきましてはいまおしかりを受けましてまことに私も恐縮しておりますが、御承知のように私、山中委員長——かつては私のもとで大蔵政務次官をした仲でございます。彼は確かに、私情云々ではございませんが、有能な委員長であつた、かように私は考えます。かねてから辞意を漏らしておりました。何とかこの委員長を慰留することはできないだろうか、かような意味で党幹部等とも相談をしてみたいのであります。そういう事柄がついにじんぜん一カ月に及んでさうして何かなすところなかつた、当委員会の機能

にも支障を来たした、かように言われるのであります。私は何とかして名委員長を残したい、こういうことで慰留し、ことに臨時国会でございすから、審議の案件も非常に限られておる、こういうことで、当委員会を別に軽視したわけでもございせんし、また委員長の職責を軽視したわけでもございせんが、ただいま申し上げるような次第で、できるだけ慰留したい、こういうことで今日までまいつたのであります。しかしながら、山中前委員長の辞意はまことにこれにございす。私もその当初のねらい、目的を達することができないで、今度吉田委員長にかわつていただいた、かような次第でございす。その点でただいま言われるごとく、一カ月も長期にわたつて当委員を開催することができなかった、これは私ももちろんまことに遺憾に思ふ次第でございす。今後とも当委員会は大事なお仕事をしたいらつしやるのでございすし、ことに最近の経済事情など反映し、またそれを考へてまいりますと、まことに皆様方のお気持ちもさることだ、かように考えますので、この種の事柄が再び起こらないように十分注意してまいらうと存じます。

○有馬委員 私も山中君とは同じ選挙区でありまして、昭和二十八年以来選挙は争つておりますが、最も尊敬すべき人間であります。彼の能力についても、また委員長としての仕事のしつぷりについても佐藤総裁同様に私もよく知つております。が、しかしその山中君が辞表を提出したその理由はわかりません。が、問題はその期間の問題であります。少なくとも衆議院規則の六十七条、あるいは三十八条にはそれぞれ委員長の任務というものを書いてあります。しかし国会法の二十五条では、ただ委員長の互選についてだけで、今回の場合のような規定というものがありません。しかもも委員長が辞表を出してその代理を置くとするならば、委員長の権限を十二分に果たし得るような代理を置いて、いま総理も認められたような国会の機能を停止させることのないようにすることが

私は筋ではなからうかと思つてあります。こういうこともやらないで、代理の人が委員会を六十七条に基づいて開こうとするとそれもできない。これでは何のための委員会か国会かわからない。それを処理するのは私はやはり議長であると同時に、与党のその間の調整については与党の総裁が十分に、そのような、総理がいま述べられたような事態があるとするならば、これを処理するのがそのつとめではなかつたかと思つてあります。それには私は一週間もあればその事態は明瞭になるし、またそれに対処する手段、これは最高の総裁としての力をお持ちなんですから、それができなかったはずはないと思うのです。そこら辺についていま一度お聞かせいただきたい。

○佐藤国務大臣 ただいま私の所見を表明いたしましたようにたいへん長くかつた、この意味でおしかりを受けていると思ひます。私はその点はまことに遺憾なことだ、残念だったと私は申ししておるのであります。過去のこの種の事柄が二度と繰り返されぬよう今後十分注意してまいりたい、どうか御了承をいただきたいと思ひます。

○有馬委員 今後このような事態がないようにというところでございまして、私どももこの総理のおことばをしつかり頭の中にとめておきたいと存じますから、どうぞよろしく願ひたいと思ひます。

私は終わります。

○吉田委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 時間がありませんので、結論的な点を二、三大蔵大臣に伺いたいと思ひます。金融引き締めの問題でありますけれども、これはいろいろ最近になって当初の目的が変わつてきたかあるいはプラスされたように思ひますけれども、私の理解するところではドル不足ということが中心であつて、あるいは国際収支の問題が中心であつて、これに対する一通りの見通しがつけばいままの金融引き締めというものは方向を転換すべきものであると思つてございすけれども、金融引き締めの直接的、基本的目的というものは一体何で

あるか。国際競争力の強化とかあるいは過剰生産の問題とかいふ問題、これは別途に考えるべき問題ではないかと思ひますが、その点をまづ伺いたいと思ひます。

○田中委員 昨年の十二月十六日に預金準備率を引き上げてから約一年間になる金融調整でございすが、この金融調整の当初にあたりまして、なぜ引き締め政策を行なうかということ明らかにいたしております。その第一は、国際収支の長期安定でございす。その第二は、物価の安定であります。その第三は、国内の経済成長を安定的に確保したい、こういう三点でございす。そういう意味では一年間の調整を通じては、まず第一の国際収支の問題につきましては、七、八月に貿易収支及び経常収支の均衡をはじめとして、大体十二月までにはおおむね国際収支は安定的方向に向かいつつあるということでございます。

○竹本委員 いま大臣のお話にありましたように、国際収支につきまして大体一通りの見通しがついた、しかも今後の問題につきましても悲観する人も、悲観的な意見もありませんけれども、大体のところにおいては一通りの見通しがついておるのじゃないか。したがひまして中小企業の倒産、倒産の多い今日の段階においては、金融引き締め政策を転換すべきであると思ひますのでございすけれども、大臣のお考えではなお引き締めを続けなければならぬ理由として、特に国際収支の面において、もっと具体的に申しますならば、一月から三月の期間について特に非常な心配とか不安な条件をお考えになつておるのであるかと存じますか。

○田中委員 国際収支は大体十二月までを考へますと非常に好調でございす。大体当初六十二億ドルで貿易が均衡するといつておりましたが、六十八億ドルくらいを見通せるわけでございます。十二月までは貿易収支も経常収支も非常に好転しております。一―三月は輸入期でございすので、この一―三月を見たいという気持

ちもございます。

これはなぜかといいますが、イギリスの公定歩合の引き上げ、アメリカ、カナダの引き上げ等に對して一つの考えがございまして、輸入水準が高いという問題がございまして、一―三月をもう一段見ることがいいのではないかと、一―三月末の総合収支を想定いたしますと、大体一億五千万ドルの赤字と予定をいたしておりますが、おおむね総合収支でとんとんとなる、バランスをとるといふような状態ではないかと想定されま

す。

○竹本委員 いま大臣の御答弁にありましたように、一―三期輸入シーズンにつきましてもある程度樂觀的とははいかないにしても見通しはついた、こういう情勢になりますと、国内経済の諸情勢も考へてやはりこの際引き締め政策を転換すべきである、それを引き締め政策を転換すべきである、その意味で預金準備率の引き下げだとかいろいろいわれておりますけれども、次に私は方向を転換すべきであるという立場に立ちまして、転換する今度は具体的な方法についてお尋ねをいたしたいと思つてござい

す。

この前、金融引き締めるときには預金準備率の引き上げ、先ほどお話のありましたように、昨年の引き上げを十二月にやりました。それから窓口規制に入りまして、それから公定歩合を引き上げたのが三月の十日、こういうことでござい

す。大体今度はその順序を逆にして預金準備率の引き下げから金融をゆるめるといふ方向に入つていかれるのであるか、あるいはこの前のときも自身の意見といたしましては公定歩合のほうに先に手をつけて、経済界全体の空気を転換することのほうにより効果的ではないか、かように私は考へております。そういう意味で引き締めの場合にも公定歩合のほうを先にすべしという意味はござ

いました。今度は緩和する場合におきましても、預金準備率よりも先に公定歩合のほうに手をつけ

てこれを一厘、中には二厘の引き下げ論を言う人もおりますけれども、私は一厘程度の引き下げをやるべきではないかと思つております。大臣の金融緩和についての今後の段取りについて預金準備率から手をつけていかれるのか、あるいは公定歩合を先にやられるつもりなのか、ゆるめるとしてもその方向はどういう形で転回していかれるのか、お伺いしたいと思つております。

○田中大臣 其の前に一つ申し上げますと、確かに一―三月を想定をいたしても国際収支の収支に對しては当初の考へよりも一億五千万ドル程度よくなるという見通しをいたしておりますが、しかし輸入は高原横ばいではございまして、もう一つ原材料在庫率が非常に低い。また特に第三点としては国内企業の中に非常に不況感もあり、倒産もあると同時に成長率が非常に高いという面が一つございまして、これは当初七%、名目九・七%と考へておりましたが、現在の指数では大体年間を通ずると実質一〇%をこえるという見方もござい

ます。そういう指数でございまして、ここで引き締めの基調を緩和に転じますと、どうもまだ過熱をするおそれなしという考へ方もござい

ます。三月を考へまして金融の引き締め基調は転換をしないが、しかしその過程においてきこまかく配慮をいたしたい。また特に十二月、年末の資金対策等につきましては十分な配慮をいたしたい、こういう基本的な考へ方を持っております。特に金融調節機能である準備率の引き上げ、引き下げ及び公定歩合操作等、これは日銀政策委員会の議を経て日銀で決定する事項でございまして、私が現在ここで申し上げられる事項ではございせん。しかし金融政策及びいろいろな問題に對して政府及び日銀間にも十分意思の疎通をはかつておりますので、実情に即応いたしまして遺憾なき施策をとつてまいりたいと思つておるのであります。

○竹本委員 時間もありませんので、結論ばかりで残念でございませうけれども、成長率が高いという

問題は、この上金融引き締めという手段だけでコントロールすべき問題ではなくて、日本の産業構造内部の構造的矛盾に手をつけるという基本的な手を打たなければ問題は解決しないのであつて、まあ一つ覚えに金融であらゆるものをみな目標をねらつていこうということ自体が非常に無理があつて、そのためにまた中小企業の倒産等の矛盾も出ておりますので、やはりこの辺で金融政策は――いまの大臣の御答弁ではきこまかくということだけで、方向を転換するといふところまで言われないでございませうけれども、私は逆にこれは年末を、この辺で転換するといふことをはっきり述べなければ、通産大臣も閣議か何かでそういう意見を述べられたらうでございませうけれども、いまや事業体の中を見ると、もううっかり商売はできない、売りたいけれども売れない、手形はもう信用ができない。企業者相互間、あるいは金融機関と企業者の間の信頼感というものが全面的に崩壊しつつある。したがつて、これを打開するの

でなければ、経済全体のスムーズな運営ができなくなつたといふことを通産大臣も言われているように新聞で見たのでありますけれども、私は地方の業界の実情を見ますと全くそのとおりだと思つて

す。そういう意味で年内に少なくとも預金準備率を下げるなら下げる、また来年早々には公定歩合を一厘下げる、あるいは少なくともそういう具體的なものでなくとも、いま業界で言つてい

ことは、三月危機が叫ばれておる、六月になればもつと悪いんじゃないか、これではいよいよ事業の計画はできない、こういうような非常な恐怖感に襲われていると思つて。そういう意味でその空気を転換させるということが第一で、そのためには預金準備率なり公定歩合という基本的なものの手を打たなければならぬ。さらにいまお話のありました成長率の問題とか過剰生産の問題というものは別の手を打つべきであると思つてますが大臣のお考えを承りたいと思つております。

○田中大臣 私も必ずしも金融調節機能だけでこれらのすべての問題を解決できるものではないと感しておりますし、同時にまた、そうあるべきではないという考へ方を持つております。また認識をいたしましては、十二月だけの問題ではなく、一―三月の問題、また四―六の問題、こういうことに対して実情を十分把握して遺憾なき措置をとるべきであるということも十分承知をいたしております。ただ先ほどから申し上げておりますとおり、この金融調整の手段は、これは私が申し上げる事項ではなく、日銀の事項でござい

ますので、これはひとつ御了解いただきたい。特に私が先ほどから申し上げておりますとおり、日銀との間にも十分に意思の疎通をはかりながら事態に對処して遺憾なき処置をとれるようになっておりますと、こう申し上げておるのでござい

ますから、そこはひとつ御専門なあなたでござい

ますから、お考えをいたして御了解賜りたいと思つて

○竹本委員 時間がありませんから結論的に伺いますが、大臣のお考へでは、日本の金融をゆるめるといふ方向にはいつごろからどういう形で展開するようなお考へであるか。これはもう一番みな

が心配しておると思つて、やや具體的に、年が越せる――業界としても来年はどうなるかといふことに対して不安感ばかりであります。これに對してもう少しやはりはっきりした見通しを与える親切でなければならぬと思つてますが、御答弁を願ひます。

○田中大臣 大きな問題から申し上げますと、イギリスが公定歩合を引き上げ、アメリカが追隨をいたしましたけれども、私は必ずしもこの問題と日本の金融政策と同一に論じなくてもいいという基本的な考へを持っております。それはもうすでに今年の四月一日からの八条国移行に對処しまして予防的措置も兼ねながら一年前に金融調整に入つておるのでございませう、また生産が高いとはいつておりますが、構造的な問題もまた十分ございませう。金融調整だけで片づく問題ではないといふふうにも認識をいたしておりますので、日本といたしましては国際情勢に目をはせながら

ら、その実態の把握にもつとめながらも適切な金融政策を行なつてまいらうという自信でございますから、ひとつそういうことで御理解いただきたいと思ひます。

○竹本委員 これで最後にいたします。最後に、公社債市場の育成の問題と関連しまして、これはまあ政府の公社債政策の問題もあらためていろいろ論議を重ねたいと思ひますが、いづれにしましても公社債市場の育成ということが今日非常に大きな課題である。しかもこの際公定歩合を下げるというようなことは最もいい具体的なチャンスであると思ひますけれども、このチャンスをつかまえて、きめこまかくというようにして逃がしてしまへば公社債市場の育成というものはまた口頭禪に終わつてしまふはせぬかと心配をいたすのであります。その点について、公社債市場の育成と公定歩合の引き下げの問題について大臣の考えを承つて最後の質問にいたしたいと思います。

○田中大臣 公社債市場の育成が非常に急を要請されておるといふことはもう事実でございます。政府もそれがための施策を急いでおるわけでございます。公社債市場の育成、またオープン・マーケットを確立するための施策に対しては日銀と私たちの考え方に對しても差異はございません。チャンスだといふことを仰せられました。チャンスであるならば、日銀も専門家でございしますからそういうことに對しては十分理解をしておると思ひます。

○竹本委員 それでは大臣に對する質問を終わります。最後に資料をひとつ要求しておきたいと思ひます。それは、私はやはり低金利政策の立場でございますので、特別にお願いしておきたいんですけれども、各重要な会社の金融費ですね、その金融費の率をおもな会社十社なり十五社なり、適当なところで一つ出しておきたい。さらにその金融費をひとつ出してもらいたい。さらにその国際的比較をひとつ示してもらいたい。たとえば八幡製鉄の場合なんかには、これは私のまあ

想像、目見当でございますが、二五%くらいに当たつておると思う。それとアメリカのUSスチールとの関係はどうなつておるか。日立の場合でも日産の場合でも全く金融におけるコストの面が非常に違ひますので、その点が一つ。それと国際的比較。もう一つは具体的な商品につきまして、鉄鋼、石炭、船、電力、それぞれのものでございましてどのくらい金融のコストが違つておるか。これでは国際競争力強化ということをいろいろ言われまされども、私は、労働コストのことはコスト・アップ、コスト・インフレといふことで言われまされども、資本費のコストについては割合に見がされておりますので具体的な資料をお願いして質問を終わりたいと思ひます。

○吉田委員長 ただいま竹本委員の資料請求につきまして、相当多種にわたつておるようでございしますから、後刻理事会で話し合ひまして、そうしてできるものはぜひ提出していただくということにいたします。

○吉田委員長 再び交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に對する質疑はこれにて終了いたしました。通告がありましますので、これを許します。武藤山治君。

○武藤委員 私は日本社会党を代表して、ただいま上程された交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案に對し、反対の討論をいたします。

その反対の理由を簡単に申し上げてみたいと思ひます。

第一は、先ほど総理大臣がここで釈明をいたし

ましたとおり、本委員会が十分審議する期間があつたにもかかわらず、自民党の与党内の党内情勢から、今日まで委員会を開くことができず、十分この重要な法案を審議することができずに経過をしたといふことであります。したがつて、われわれはこの問題について十分議論をし、地方自治体の今日の窮乏を明らかにして、これらに對する手当てを考慮しなければいけないという時間的余裕が持てなく、本日これを直ちに採決に付さねばならないといふことに對しては、非常な不満を持つております。こういう点が第一点であります。

第二は、財政窮乏ののりから、やむを得ず預金部資金を流用して百五十億円の借り入れで経常費である公務員の給与を手当てするといふこの処置のしかた、一体財政が窮乏した責任はだれにあるのか究明するならば、財政運営をつかさどる政府、大蔵当局にその責任はあるのであるのであります。かように財源を窮乏せしめ、地方自治体の経常費の補てんすら、従来は戦後今日まで続けたにもかかわらず、今回からこのノーマルな慣行を破つて國が財源補てんをしないというやり方に對しては、全く納得できません。政府の責任に對しては、全く納得できません。政府の責任に對しては、全く納得できません。政府の責任に對しては、全く納得できません。

第三は、三十九年度に限るとしてありますが、一年間に限つてこつちの処置をするといふならば、これを五年間で返済させようといふこつちな手段はまことに財政運営上上げしからぬ処置である。しかも重ね重ね申し上げるうちに、これは地方自治団体の経常費に当たるものであります。これを五年間交付税の先食いをするという措置は、まことに納得がいきません。私どもが先ほど質問を通じて明らかにしたことは、交付税が余ることがある、あるいはよけいに配賦されることがある、だから一年くらいはこつちの措置をしても非合理的でないといふ、主計局の答弁でありました

が、私はこの答弁はいただけないのであります。地方自治団体にとつて、戦後政府が公務員の給与財源として手当てをしてきたのが慣行でありますから、この慣行を打ち破るということは大きな変化であります。地方自治団体の計画を狂わせ、地方自治団体が今後ますます財源措置に困るという情勢を生み出した責任は重いのであります。こういう点からも、政府の財政運営が誤つたといふことを指摘しなければなりません。

第四の点は、明年度から、交付税率を三〇%に引き上げて約二百七十億円の財源が出るわけでありましますから、地方はこれによつて給与の財源に充てることができる、したがつて、われわれは交付税率を三〇%に明年度から引き上げて、これらのこつちな手段を解消すべきであると考え、政府に要求をいたしても、大蔵大臣は、ただいまこれを四十年から引き上げる気持ちはないといふ答弁をいたしました。いまや各府県、市町村自治団体は、政府をはじめ国会議員各位に猛烈な三〇%への引き上げの要求をいたしております。今日の地方自治団体の窮乏を見ると、むべなるかなと私どもは察するのであります。

かかる観点から考えても、政府、財政当局、特に大蔵大臣の血も涙もない地方自治団体に對する今回の措置に對しては、日本社会党としては断じて許すことはできません。

以上、簡単にありますが、本案に對する反対の理由を申し上げて私の討論を終わります。

○吉田委員長 これにて討論は終局いたしました。続いて採決に入ります。

本案を原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に關する委員会報告書の作成等につきましても、委員長に御一

任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○吉田委員長 次会は来たる十五日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時四分散会

昭和三十九年十二月十七日印刷

昭和三十九年十二月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局